

令和 3 年

七ヶ浜町議会会議録

6月会議	6 月 2 日 開 会
	6 月 3 日 閉 会

七ヶ浜町議会

令和 3 年 6 月 2 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会 6 月会議会議録

（第 1 日目）

令和3年七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録第1号

令和3年6月2日（水曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君

長 寿 社 会 課 長
防 災 対 策 室 長
会 計 管 理 者
教 育 長
教 育 総 務 課 長
生 涯 学 習 課 長

遠 藤 裕 一 君
石 井 直 紀 君
内 海 栄 広 君
武 田 光 彦 君
佐 藤 浩 明 君
小 野 賢 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
同 書 記

飯 野 直 樹 君
船 木 潮 君

議事日程 第1号

令和3年6月2日（水曜日） 午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会議日程の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第41号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び固定資産税評価審査委員会
条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第42号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）

日程第6 報告第3号 令和2年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて

日程第7 報告第4号 令和2年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につ
いて

日程第8 議員提出議案第5号 七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会議日程の決定

日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日6月2日は休会の日ですが、議事の都合により令和3年七ヶ浜議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番佐藤壮一議員、7番安倍敏彦議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年七ヶ浜町議会定例会6月会議の日程は本日から明日3日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、6月会議の日程は本日から明日6月3日までの2日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで議長より諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

5月17日、宮城黒川地方町村議会議長会幹事会、5月25日、宮城黒川地方町村議会議長会臨時総会が開催され、私が出席をしてきております。

5月20日、二市三町議長団連絡協議会総会が開催され、遠藤久和副議長と私が出席をしてきております。

また、5月31日、宮城県町村議会議長会臨時総会が開催され、私が出席をしてきております。

次に、5月24日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お

目通し願います。

また、今定例会に説明のため出席している職員はお手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） 改めまして、おはようございます。

それでは、令和３年七ヶ浜町議会定例会６月会議の開会に当たり令和３年定例会３月会議以後における行政報告を申し上げます。

初めに、令和３年春の叙勲において現七ヶ浜土地改良区理事長、前七ヶ浜町議会議員であります我妻周悦さんが旭日単光章を受賞されました。我妻さんは昭和61年５月、七ヶ浜土地改良区理事に就任し、平成８年７月からは同理事長として現在まで24年の長きにわたり土地改良区の安定した運営と事業の推進に努められました。東日本大震災以後は甚大な被害を受けた農地及び農業の復旧・復興にも尽力されました。また、平成11年４月から令和元年９月までは七ヶ浜町議会議員として、平成17年７月から平成30年１月までは七ヶ浜町農業委員を勤められ、このたびの受賞は長年にわたり本町農業の振興発展に多大な貢献をされた功績が認められたもので、我妻さんの受賞に心からお祝いを申し上げます。

東日本大震災から10年となる３月11日、七ヶ浜国際村において東日本大震災七ヶ浜町追悼式を執り行いました。昨年は新型コロナウイルスの感染拡大により献花のみの実施となりましたが、震災から10年の節目となる今年は入館時の検温や衝動の実施など、感染予防対策を徹底することとし、町から案内状を送付した遺族、来賓に参列者を限定し開催いたしました。追悼式には遺族、来賓、町関係者など152名が参列しました。また、国際村エントランスに設置した一般参列者用献花台にも県内外から60名の方が訪れ、犠牲となられた方々の冥福をともに祈りました。さらに、会場に来られない方のために追悼式の様子をY o u T u b eで配信しました。

３月13日、N P O法人レスキューストックヤードの栗田代表理事、スタッフ、町関係者など約20名が出席しみんなの家きずなハウスの閉所式が行われました。平成29年７月に開所したみんなの家きずなハウスはN P Oレスキューストックヤードが運営を担い、復興支援の拠点として被災された方々への支援活動のほか、みんなの家きずなハウスの名のとおり子供からお年寄

りまで多くの人が集い、人と人をつなぐ場として町民の心の復興に大きな役割を果たしてきました。本年3月末でレスキューストックヤードが本町での活動を終えたことにより、みんなの家の管理は町が行うことになりましたが、これからも本町の復旧・復興に大きく貢献いただいたレスキューストックヤードの支援活動を紹介する場として、またレスキューストックヤードとのきずなを伝えていく場として活用していきたいと考えております。

同じ3月13日、東京都内において一般財団法人英語教育協議会主催の2020年度第6回エレック英語教育賞授賞式が行われ、町内5つの小中学校を代表してエントリーした亦楽小学校が文部科学大臣賞を受賞しました。この賞は国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を対象に英語教育の改善に向けた学校としての優れた実践取組に与えられるもので、今回の受賞は本町独自の活動である七ヶ浜グローバルプロジェクトの英語を通して自分の頭で考え自分の言葉で意見や考えを伝え合うことができる力の取組が大きく評価されたものです。また、亦楽小学校の少年消防クラブが総務省2020年度優良少年消防クラブ標章において総務大臣賞を受賞し、3月23日、役場にて伝達式を行いました。亦楽小学校少年消防クラブは平成4年の設立以来、避難訓練や防火防災に関する体験学習、啓発活動を積極的に実施し、平成29年には優良な少年消防クラブとして表彰されており、総務大臣賞は過去に優良な少年消防クラブを受賞した団体のうち活動内容や年間の活動回数が特に優良な少年消防クラブに授与される大変名誉ある賞で、2020年度は全国4,352クラブの中から21クラブ、県内では唯一の受賞となりました。重ねての受賞及びこれまでの活動に心から敬意を表したいと思います。

次に、復興の関連について報告いたします。

建設事業の最後となった長須賀多目的広場整備工事は3月12日には工事が完了しましたが、7月中旬の供用開始を目標に現在準備を行っております。長須賀多目的広場整備工事の完了により復興関連の建設事業は一つの区切りを迎えましたが、町民の心の復興や地域のコミュニティ再生など今後とも継続して取り組むべき事業がございます。このことから、今年度も4月1日より神奈川県から2名、宮城県から1名、セガサミーホールディングス株式会社から社員1名の派遣をいただき、引き続き真の復興に向けた歩みを進めてまいります。また、一昨年の台風19号で被害を受けた丸森町の災害復旧業務支援のため今年度も再任用の技師1名を派遣しております。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応について報告をいたします。これまでの対応につきましては3月1日開会の七ヶ浜町議会定例会3月会議において御報告申し上げておりますので、その後の対応等について報告をいたします。

宮城県内では3月中旬から急速に感染者が増加し、3月31日には1日としては過去最多となる200名の感染者が確認されました。このような状況から、政府は宮城県に対し4月5日から5月11日まで蔓延防止等重点措置を適用し、飲食時の対策徹底、人流の抑制、緊急事態宣言地域との往来自粛の措置を講じ感染の抑制を図ったところでございます。宮城県への蔓延防止等重点措置適用は期限である5月11日に解除されましたが、宮城県は独自の緊急事態宣言を継続し、リバウンド対策の強化に取り組んでおります。本町における感染状況ですが、本町においても3月下旬から5月上旬にかけ多くの感染者が確認され、5月31日時点での累計感染者数は62名となっております。日本国内ではいまだ感染拡大の状況が続き、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が実施されている地域がございます。先行きが見通せない状況に町民の皆様も不安な毎日をお過ごしのことと思いますが、事態収束への希望であるワクチン接種が本町でも5月11日から65歳以上の方々を対象に始まっております。5月31日時点での接種率は15.9%となっております。なお、国からの要請もあったことから、65歳以上の方々への接種を7月末までに完了できるよう塩釜医師会に協力をお願いしスケジュールの見直しを行いました。その結果、1日の接種可能人数を120名から180名に増やすことができることから、5月24日より予約変更を受け付け、対象者の接種日の前倒しを行っております。65歳以上の方々のワクチン接種は7月末完了の見通しが立ちましたが、順次開始される全町民への接種につきましても円滑に確実に実施できるよう関係機関と連携しながら鋭意取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

初めに、行政報告でも申し上げましたが令和3年春の叙勲において旭日単光章を受賞されました現七ヶ浜土地改良区理事長、前七ヶ浜町議会議員でもあります我妻周悦さんに対し私からも心からお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、令和3年定例会6月会議に提案いたしました議案等の説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案等がありますが、議案につきましては議案第41号及び第42号の2議案であり、条例の一部改正と一般会計補正予算の議案であります。また、報告が2件であり

ます。詳細につきましては議案審議の際に改めて担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、議案第41号職員の服務の宣誓に関する条例及び固定資産税評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、押印の見直しにより行政手続を簡素化するため関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号は令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）であります。補正の額は1億918万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ68億4,516万7,000円とするものであります。また、地方債補正は追加1件、変更1件を計上しております。歳出の主な内容としましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、町内飲食店消費喚起支援事業、町内飲食店環境整備支援事業等であります。主な財源としましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、第2期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金、繰越金等を充当しております。

次に、報告第3号は令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）及び令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）で議決いただきました繰越明許費の繰越し計算書に関する報告であります。

次に、報告第4号は令和2年度までに支出負担行為が完了しておりますが、未買収用地の相続登記に時間を要し、収用採決申請図書の調製にも遅れが生じ、令和2年度中に支出が終わらなかった事業の事故繰越繰越し計算書に関する報告であります。

以上、提案いたしました議案等について御説明をさせていただきましたが、何とぞ慎重審議の上御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〔録音なし〕

席に登壇願います。熊谷明美議員。

〔5番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、女性の負担軽減と適切な情報提供をと君ヶ岡公園の整備と蓮沼苑桜の根のメンテナンスをの2問について一般質問をさせていただきます。

1 問目、女性の負担軽減と適切な情報提供をについてでございます。

世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。生理の貧困とは生理用品を買うお金がない、生理に関する支援が利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず格差が広がっている先進国においても問題となっております。この問題は日本でも無関係ではなく、先日任意団体である＃みんなの生理が行ったオンラインアンケート調査では5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うに苦労した、購入できずにほかのもので代用している等々の結果が出ております。また、経済的な理由で購入できないだけでなくネグレクト等により親等から生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘もありました。このようなことから、生理に関する無理解や声を上げづらい環境を少しでもなくしていく必要があると考え、公明党といたしまして村井県知事をはじめ県内全35市町村の全首長と当日御出席いただいた教育長に緊急要望書を提出させていただいたところであります。私も4月2日に寺澤町長へ提出をさせていただき、教育長には後日お渡しをさせていただきました。今後、本町においてもその背景や事情を把握し、相談体制や情報提供、生理用品の無償配布支援など誰一人取り残さない社会を実現するために女性の負担軽減に取り組んでいく必要があると考え、以下の5点を伺います。

1 点目、生理用品を防災備蓄品目に加え一定程度実際に備蓄し、更新時及び継続的に必要な方へプライバシーの配慮しながら無償配布する考えはないか伺います。

2 点目、生理用品をトイレトペーパー等と同じように備品または消耗品として考え、小学校や中学校、町内公共施設等の女子トイレに常時設置することを考えないか伺います。

3 点目、関係機関、団体等と連携し女性の貧困問題に関する実態調査を実施し、問題の把握をしていく考えはないか伺います。

4 点目、学校教育や社会全体において生理に対する理解と適切な配慮や情報提供、相談体制構築を考えないか伺います。

5 点目、経済的理由やネグレクト等により困難を抱えた女性に必要な支援が届く仕組みを講じることを国や県に対して強く働きかける考えはないか伺います。

続いて、2 問目でございます。

君ヶ岡公園の整備と蓮沼苑桜の根のメンテナンスについてでございます。君ヶ岡公園は本町を代表する憩いの場で、桜の名所でもあり、高台に位置することから花や海が眺められるビュースポットでもあります。コロナ禍において三密を避けるため外出を控えている昨今、公園への散歩や四季折々の風を感じリフレッシュできる貴重な場所でもあります。訪れる人がますます

す利用しやすいようにさらに整備が必要と考えます。また、七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑の桜の木の根もメンテナンスが必要と考え、以下の3点を伺います。

1点目、君ヶ岡公園の駐車場を整備する考えはないか伺います。

2点目、公園の要所要所に四季折々の花や背の低い花木を植栽植樹し、訪れた人たちがベンチなどに腰を下ろしリフレッシュすることができる環境へ整備する考えはないか伺います。

3点目、蓮沼苑のゲート左手の桜並木の根は成長に伴いアスファルトを割いて表面に出てきております。桜の木を大切に守りながら整備する考えはないか伺います。

以上、町長及び教育長の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、女性の負担軽減と適切な情報提供を、第2問、君ヶ岡公園の整備と蓮沼苑桜の根のメンテナンスをについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、5番熊谷議員の1問目の御質問、女性の負担軽減と適切な情報提供をについてお答えをさせていただきます。

初めに1点目の御質問、生理用品を防災備蓄品目に加え備蓄し、更新時及び継続的に必要な人へプライバシーに配慮しながら無償配布する考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。御質問のとおり、ここ数年世界各国で新型コロナウイルス蔓延による経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状態にある生理の貧困が問題となっております。そのような中、全国の自治体において支援の取組が広がりを見せているところでもございます。御質問の防災備蓄品目についてであります。七ヶ浜町地域防災計画では生理用品を備蓄品として備蓄をしております。しかしながら、現在備蓄しているものは東日本大震災時に支援をいただいたものであり、約10年経過しております。つきましては、今年度更新を予定しているところでもあります。また、10年経過したこのストック品については年数の経過や使用に当たって身体への影響などを考慮しますと無償配布はしないほうがよいと考えております。この品目については随時備蓄品の一つとして対応してまいりますので、今後使用期限などを考慮しながら状況を見て無償配布などを考えてまいりたいと思います。また、ほかの自治体での対応や取組例も参考にしたいと考えております。

次に2点目の御質問、生理用品をトイレトペーパーと同じように備品として考え、町内の小中学校や公共施設等の女子トイレへ設置する考えはないかについてお答えをさせていただきます。この2点目についても私から回答させていただきます。まず初めに、生理用品の女子トイレへの設置について町内の小中学校に児童生徒や保護者からそのような要望が出されたこと

があるかどうか確認したところ、これまでそのような要望や問い合わせは特にはないとのことであります。また、生理の貧困問題に該当するようなケースが見受けられるかについても確認をしたところ、特定の児童生徒が毎月定期的に保健室にもらいに来るといったことは特にこれまで見受けられないことから、生理の貧困問題に該当するようなケースはないのではないかと認識でありました。現在の学校の対応としましては貧困問題に限らず突発的に必要になる児童生徒がいた場合などに備え各学校とも30個から100個程度保健室に常備しているとのことであり、月に約1個から2個、年間でも約10個から20個程度の使用とのことであります。以上のような現状を踏まえますと、貧困問題による女子トイレへの常設の必要性は薄いと考えられることから、学校としましては貧困問題に限らずこれまで同様保健室において養護教諭が個別に状況を把握確認した上で対応してまいりたいと考えているということでございました。

次に、公共施設等の女子トイレに生理用品を備え付けることについてはテレビ、新聞等のメディアで取り上げているような企業等からの寄附や支援により行っているところもあるようであります。現時点ではトイレへの備え付けは予定しておりませんが、そのようなことも含めて幅広く意見を聞いて検討してまいりたいと思います。

次に3点目の御質問、女性の貧困問題に関する実態調査の実施についてお答えをさせていただきます。町において実態調査の考えはないかということでございますが、本町では一人親をはじめセーフティーネットも含めて把握していると捉えており、現時点では新たに実施するまでは至らないと考えております。なお、政府により昨日開催されました男女共同参画会議において生理の貧困対策として本年度中に生理用品を買う経済的余裕がない女性を対象とした健康調査を行うと報じられており、このような国の動きなどを注視をしてまいりたいと思います。

次に4点目、学校教育や社会全体において生理に対する理解と適切な配慮、情報提供、相談体制等の構築を考えないかについてであります。初めに学校教育の観点から回答させていただきますと、小中学校では保健指導や保健体育の授業において発達段階に応じた指導や情報提供を行っておりますし、必要な場合は養護教諭が主体となり保健室において随時相談ができる体制となっておりますので、新たな体制を構築する必要はないのではないかと考えております。

次に、女性の貧困問題に関する情報提供と相談体制の構築という観点からお答えいたします。女性に限らず生活全般や経済的な困窮に関する相談体制は町において生活相談、県保健福祉事務所において役場を会場に生活保護の相談を行っております。相談に関する情報提供は町広報誌への掲載や電話等での問い合わせがあった場合、必要な情報提供を行っているところでございます。町民から寄せられる様々な相談に関しましては、現在役場内で横断的に対応している

ところであります。特に寄せられる相談については連携して対応しなければならないケースが増えていることから、引き続き情報の共有や連携体制の下に対応していきたいと考えております。

次に5点目の御質問、経済的理由などにより困難を抱えている女性への支援について国や県への働きかけについてお答えいたします。現在、母子家庭に対する児童扶養手当の支給や新型コロナウイルス感染症予防対策事業として一人親世帯への臨時生活支援給付金の支給など、女性に対する経済的支援制度は一部確立されているものの、引き続き女性に対する経済的支援に関する国や県への働きかけについてはそのような機会、場面を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に2問目の御質問、君ヶ岡公園の整備と蓮沼苑桜の根のメンテナンスをについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、君ヶ岡公園の駐車場を整備する考えはないか伺うについてお答えいたします。町を代表する観光名所の1つでもある君ヶ岡公園は昭和58年に総面積7.98ヘクタールを整備し、都市計画公園として古くから町民の皆様はじめ町外の方々からも、桜の名所としてなじみのある公園として利用されているところでございます。また、町の観光ガイドブックやホームページ等でも桜の名所として御案内をしており、眺望がよく自然を満喫することができる空間として利用いただいております。近年では休日に自転車で町内を周回するサイクリング愛好者の集合場所としても駐車場を利用する方も見受けられるところであります。御質問の公園駐車場の整備であります。現在の駐車場は町民バスぐるりんこの発着所の機能を併せ持ち、町道を挟み北側と南側に配置され、駐車台数は身障者用2台分を含めて全部で43台分のスペースを確保しております。春のお花見の時期を除いて通年を通し満車状態になることもなく、スムーズな利用が図られていると認識しており、増設については考えていないところでございます。しかし、駐車場内の白線枠が経年により見えづらい箇所もありますので、状況を見ながら白線の引き直しをしてまいりたいと考えているところでございます。

次に2点目の御質問、公園の要所要所に四季折々の花々や花木を植栽植樹し、訪れた人がベンチ等に腰を下ろしリフレッシュすることができる環境へ整備する考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。近年、松枯れや桜の老木が目立ってきたことからその都度選定や伐採などによる環境維持を行っており、震災後は七ヶ浜ライオンズクラブや吉田浜ボランティアクラブの御支援により桜の苗木を植樹し、さらに七ヶ浜ロータリークラブの皆様からもイ

ロハモミジを植栽いただくなど良好な景観を保持するため木々の成長を見守ってきたところでもございます。町では平成26年から令和元年までの6年間でモミジカエデ、ドウダンツツジ、ヤマボウシ、シダレザクラ、カンツバキなども植栽するなど春だけではなく四季を通じて花木を楽しめるよう機会に応じ植栽などを行っているところでございます。また、訪れた方々が休憩するベンチやあずまやにつきましても経年劣化や老朽化により塗装面の剥離等も見受けられますので、必要に応じて修繕を行ってまいりたいと考えております。今後の憩いの場として町民の皆様に関われる公園として利用されるよう、努めてまいります。

次に3点目の御質問、蓮沼苑桜の根のメンテナンスについてお答えをさせていただきます。御質問の蓮沼苑の桜につきましては、現場を確認をいたしました。ただ、一概に伐採することも見栄えや景観からも好ましいとは思えないことから、通行の妨げになる部分を切除し、修繕する予定であります。施工時期につきましては桜の木へのダメージを鑑み、落葉後に木をそのまま保存しながら修繕を進めてまいりたいと考えております。また、何か所か歩道のアスファルト舗装もクラックも確認しておりますので、今後の修繕を検討してまいります。

以上、熊谷議員の質問にかえさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、再質問させていただきます。

まず、1点目でございます。防災備蓄品等を品目に入れてほしいということでございますけれども、まず10年前というのは恐らく震災のときにどこからか支援物資として生理用品が来たということだと思います。そして、そのまま取替えも買換えもしないでというような状況ではないかなと私は感じているところでございますが、防災備蓄品は実際にいざというふうになったときに使える状態に常におかなければいけないということでございますので、ぜひその品物によっては本町もスーパーさん等でいざ震災が起きたときに提供してもらうためにそのスーパーさんから提供してもらうという方法もあるかもしれませんけれども、この生理用品、ナプキンに関してはいざ震災が起きたときにすぐに使えなければ意味がないわけでございますので、ぜひ現物を、実物を何10パックか何100パックか置いていく必要があると思いますけれども、先ほどの町長の答弁においては備蓄品をしますということでございますけれども、これは早急にそのように商品をされるのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 熊谷議員さんの御質問にお答えいたします。

早急に対処させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ローリングストックを考えるとこの生理用品はできたら二、三年後には新しく交換していただきたいというふうに思います。見えなくてもカビが生えたりするからかぶれのもとになったりいたしますので、そのサイクルできちんとローリングストックを考えるべきではないかと思います。そのときに無償配布をしていくと、必要な方に配付をしていくとこのような考えはないか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 議員さんおっしゃるとおりでございます。ローリングストックを念頭に置きまして、なるべく交換時期を見据えながら交換していきたいと考えてございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうしますと2年後、3年後に無償配布をするということで考えさせていただければと思いますが、そのときにまず例題といたしまして生理用品の無償配布に関しては今年は皆さんから声が上がったの本当にここ最近でございますけれども、兵庫県の明石市が今年の3月に全国に先駆けて市立小中学校の養護学校での配付を開始したところでございます。また、配付に当たって例えば東京の豊島区では3月15日から配付が行われておりまして、そのときに困っていますとかそれから生理用品が欲しいですという声を上げなくとも独自にミモザカードという、名前はいろいろあるんだと思うんですけれども、これを黙って提示するだけでその生理用品を支援受けられるというようなシステムで生理用品を配付したということでございます。また、蔵王町におかれましては今回の問題を受けまして養護教諭の方がその提示をするカードを作成中だというようなお声を聞きました。本町に関しましては特に若い女性は生理用品がないんですとかそれから生活に困っていますとかというのがなかなか声を出せないということがありますので、いざそういうふうに配付に当たっては本町においてもそのようなカードを提示するとか何か意思表示ができるようなものを考えているかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） その件ですけれども、先ほど町長の答弁にもございましたように、他の市町の参考にしながらやり方としては考えていきたい。何分、今年度購入する予定でございますので、まだ時間的には余裕がございますので、プライバシーに関してのことを考えながらやり方を考えていきたいと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） お隣、山形県の米沢市では一般女性や女子学生への配付事業が始まりました。米沢市の事業費の約4割は経済的救済目的の寄附でございます。残りが自治体ということでもございました。本町においても今2年後、3年後の話をいたしましたけれども、継続的に配付をするということを考えたときに、本町においてもそのように事業者さんからの救済の寄附とかそういうふうなこと、いろいろな方法があるとは思いますが、そのようなことを声がけといいますかそういうことを考えないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ただいまの質問ですけれども、備蓄品として考えた場合にまず今の段階ですと備蓄品のことでお答えさせていただきますけれども、備蓄品として考えるのであればお声がけというのは震災後という形になるのでそういうのは今は考えたくないというところでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） すみません。私の質問の仕方が悪かったのか、1問目に関しては備蓄品とともに継続的な支援というようなプライバシーを配慮しながら継続的な支援のことも伺いたいと思ひまして、これはどちらかというと備蓄品を継続的にというよりも今回のことを機会に継続的に配付をする考えの下にこのように資金集めと言ったらおかしいですけれども、そういうものを考えないかどうかを伺うところでございました。ですから、どちらかというと防災備品というよりも今後継続的に配付できないものかどうか、その策を考えないかどうか伺いたいというふうに思っております。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私としては単に物を配るというだけではなく、それを相談体制とかに、できる体制につなげたほうがいいのではないかとということで、今後広く各自治体の取組などを聞きながらその辺の継続的な支援がその場面を通じて声がけしたりそういったことを調べてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、2問目に続きたいというふうに思います。

この2問目はトイレトペーパーと同じように備品といいますか消耗品というふうな形で小学校、中学校、それから公共施設のトイレに、女子トイレに設置するといいいのではないかとということで質問させていただいたところでございます。今回、多賀城市の小中学校の女子トイレ

に生理用ナプキンが設置されました。市長の今回の緊急要望に市長の考えが合致したということで、5つの企業さんから生理用ナプキンを提供していただいたということで、それぞれの学校の女子トイレにこういう箱の中に入れて自由に使えるような形にしたということでございますけれども、その中に多賀城市の市長がコメントの中に応援してくれる人が周りにいることを知ってほしい、そして将来的に今度は支援する側になってほしいとの思いも込めてそのようにしましたというようなコメントもありました。ただ物を配付すべきではないかという意味で私が言っているわけではなく、子供たちに対してのそういう思いだったりそれから女性に声を上げられない女性に対してのその配慮だったりということが必要だというふうに思っております。ぜひ、先ほど養護教諭、それから保健室などにナプキンが用意してあるということでございますけれども、特に初潮を迎えた12歳以降の、15歳の女子がそこに行ってくださいというのはなかったこと自体もなかなか声に出して言えない女性がそこに行ってくださいとかというのは大変難しいことではないかというふうに思うんです。ただ、おトイレに設置してあれば誰の目も気にせず使えるわけでございます。ですから、持っているという、結局支援するために持っているというのではなく自由にわざわざ私困っているのというのを言わなくても使えるような、そのような環境整備が必要ではないかというふうに思いますが、その辺の考えを伺いたと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） それでは、私のほうからお答えします。

トイレに設置しておくという考えはありません。従来どおり、保健室等に置いていつでも使えるように環境整備していきたいというふうに思っております。保健室に置いておけば、子供たちが必要なときに保健室に行って保健の先生からもらう。保健の先生はその子供が家庭でできなかったんだろうか、あるいは生理が発生したときにどんな状況だったのかということの事情を聞いて、必要ならば指導をしていきたいという意味があるので保健室に置きたいというのが1つです。2つ目は渡された生理用品の使い方、それから処理の仕方、最終的な処理の仕方、その点についても分からない子供が多いのではないかとことなので、その使い方や処理の仕方もきちんと指導していくというそういう2つの意味から保健室のほうに置いていくというふうに考えております。もちろん、その前提として普段生理が起きたとき、あるいは困ったときにいつでも保健室に相談に来ていいんですよという啓蒙指導というものはきちんとやった上で環境を整えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 保健室に置いてあるというのは大変よろしいことだと思うんですけども、私も何回も言いますが、とても声が上げられないお子さんだっているわけです。付け加えますと、多賀城市のほうはそのナプキンのところに相談先の電話番号だったりというふうなのが添え付けられているということでございます。中には保健室の先生にも言えないようなこともあるかもしれません。ですけれども、そういうふうに相談先の電話番号とかそういうのが載っていればそれを見て本当に言いづらいことも電話だったら言えるというそういうふうなお子さんもいるかもしれません、中には。本町には全くいないとは限らないわけです。ですから、そういうふうな中でもそういう方を支援するためにも余り人の目を気にせずにそれが利用できるような環境づくりが必要ではないかというふうに思っております。教育長はきっぱりと置きませんというふうにおっしゃってございましたけれども、今後検討する考えはないのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 検討はします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、3点目に移りたいというふうに思います。

男女共同参画のほうでございますが、河北新報のほうにも国が今回の男女共同参画の中で健康調査に着手するというようなことが載っておりました。生理用品の使い回しとかそれからあとは使用できないようなそういうこと、それから心身がどのような影響を及ぼしているのかというような調査内容だというふうに私も理解しておりますけれども、きちんと問題を把握していくということが大切かと思っておりますけれども、本町においても男女共同参画がありますけれども、このような調査をしていく考えはないか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 先ほども回答いたしました。国のほうで健康調査をそういったことを踏まえてやるというふうなことでございますので、今後そこを見ながらさらに詳細なものが必要なのかどうか、そういったことも含めて見てまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 国はしますということでございますけれども、本町独自としましては本町の女性がどういうことに悩んでいるのか、全く悩みがないのか、その辺なども知る必要があると思うんです。ですから、国のその調査結果を待つのではなく町独自として問題はないのかどうか、また困っている方がどういうことで困っているのか、そういうことを把握すべきでは

ないかと思えますけれども、再度町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては国としてやる部分をどういった項目で今後調べていくのか、そしてうちの町には適応するのか、それが該当するのかなども含めて見てまいりたい。今よくニュース報道などで生理の貧困ということでいろいろありますけれども、相対的貧困と絶対的貧困ということでそれが本町ではどちらに位置するのか、そういったことも含めて見ておかないとスマホは持っているけれども生理用品を買うお金がないという人なのか、どういった部分をそういった詳細を見ながら今後検討してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今回、私どもが今回の生理用品の配付ということを声を上げさせていたのはただ配付すればいいという考えではなく、その裏に困っている女性がいて大変な思いをされている。ただ、声を上げたくてもどこに言ったらいいか分からない、またどうしたらいいか分からない、そういうふうな環境に置かれている女性に何とかの確な支援をすべきではないかというところで声を上げさせていただいたところでございます。ですから、ここで言う貧困と言いますのは4問目に移らせていただきたいと思います。

ここで言う貧困と言いますのは金銭的なことはもちろんですが、女性の今置かれている厳しい環境、特に今コロナ禍におきまして実際に収入を得る場所がなくなったりいろいろと環境が変化して収入もないという女性がたくさん出てきているところでございます。その環境で厳しい環境で心理的な負担といろいろなことでの生理の貧困と貧困というところで言わせていただいているところでございます。そのような方々を探り出してそういう方々に対しての相談体制、それを構築するのが必要ではないかと思えます。本当に表立って大変だと言う人もいれば、何回も言いますけれども、心の中でも本当に悶々としながらもどうしたらいいか分からないようなそういう方もいらっしゃると思います。ですから、いろいろな相談の仕方があると思います。電話での相談の仕方、それからSNSでやりとりをする、それから面談でやりとりをする。いろいろな方法があると思えますけれども、町独自としてそのような相談体制を考えないかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 回答は。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） おっしゃるとおり、いろいろな場面において様々なアプローチで相談を受けるということは非常に必要だと思っています。どのやり方が一番いいのかは非常に難しい部分ではあるんですが、先ほどの町長の回答のとおり、いろいろな関係課で連

携しながら別な問題からそういった問題につながっている場合もありますので、そういう連携体制の中できめ細かく丁寧にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今度は学校のほうの例を申し上げますけれども、宮城県内のある市のお子さんの話なんですけれども、その方は一人親でお父さんとその当時は小学校の中学年、4年生だったと思うんですけれども、そのお子様が初潮を迎えた。学校で初潮を迎えてしまった。そのまま汚したままお家に帰宅したそうです。でも、お家にはお母さんは病気で早く亡くなられたそうなので誰も相談する人がいない。恥ずかしくて保健室にも行けなかったということで、それを見た近くに住んでいるおばあさんが、おばあちゃんが一緒に生理用品を変えてショーツとかいろいろ買ってそろえてあげたというようなお話を聞きました。世の中にはそのように一人親で特に男性しかいない家庭の中で女の子が1人いるというような家庭もございます。保健室等保健教諭とか充実しているとは思いますが、思春期のお子様は声を上げづらいというのがありますし、なるべく相談を聞いてあげられるような大人の耳、目が必要ではないかというふうに思います。ですから、保健室に行きなさいと言うだけではなく常日ごろ声をかけてあげる、目をかけてあげる、そういうことが大事ではないかと思っておりますけれども、学校のそのような体制はどのようになっているか伺いたいというふうに思いますが。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 先ほど申し上げましたように、保健の先生を中心としたいいわゆる啓蒙指導が常日ごろ行われているということが大事だと思っています。その啓蒙指導を通して子供たちが気軽に、そういう場合があったときに気軽に保健室に相談に行く、あるいは担任の先生を通して相談に行くということが出来る、そういう関係づくりが大事なのではないかというふうに思っています。同時に、そういう事態が起きたときに男子生徒の、男子の児童生徒への指導もこれは同時に行っていかなければならないだろうというふうに思っています。そういう啓蒙、広い意味での啓蒙指導を前提として取り組んでいくということで十分ではないかというふうに思っております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、ぜひその啓蒙指導をきちんとした中にはネグレクトで悩んでいる方いらっしゃると思います。虐待で悩んでいる方もいらっしゃいます。それが今回の生理の用品の生理の貧困がきっかけでそういうのも浮き彫りになる可能性もありますので、ぜひ充実した相談体制をしていただければというふうに思って、5問目に移りたいと思います。

公明党は政府に対して女性の貧困問題の実態把握と必要な対策を緊急提言したところでございますけれども、今回国において困難を抱える女性に寄り添った支援を大幅に拡充することとなりました。政府は今回自治体がNPO法人などに委託して女性の支援事業を行う場合に活用できる地域女性活躍推進交付金の使途について生理用品の供給を追加いたしました。また、孤独孤立で不安を抱える女性へのほかの支援と合わせて今回13億5,000万円のお金を計上したというところでございます。トイレのほうに戻りますけれども、例えば1つの学校に10個の女子トイレがあったとして、1日10個消費したということで30日間、1年間だと約100万円ぐらいの経費がかかるというふうな単純計算でございますけれども、1つの学校でそのぐらいかかるということでございます。今回のこの国の予算は13億5,000万円のお金はそういうところには残念ながら出ないんです。自治体が民間に対してこのような女性の支援をするというところに1つの団体として最大1,125万円の委託料を国が負担するというようなことになっております。今後、国はどういうふうな形で支援策を出し、また予算を出していくかは分かりませんが、民間団体にも自治体として本町といたしましても委託する、してそのような支援策を講じるということも1つの手ではないかというふうに思います。ですから、国と県の動向を見ながら本町もそのような声を上げる考えはないかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから答弁を申し上げたいと思いますが、まず国県のほうに手を挙げる前に町の実態というふうなことを各部署でいろいろな形で知っている部分がございます。実態がどうなっているかという部分については、例えば社協とかあるいは各世帯を回って歩いているところもありますし、子未来課と新しい課作りしましたが、その中で専門員とかそういった方がネグレクトとかいろいろな部分について調査をしたりとか、そういったものを現実を受けておりますので、できればケース会議等々でそういった話題を出して町内の実態を把握して、どういった形で民間のほうにお願いできるか、まず外に頼るというふうな前にそういったアンケートとかそういったことではなく実態の把握についてもう少し頑張らせていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、確かに実態調査が必要でございます。ですから、的確にそれに対して的確な手を打っていただければというふうに思います。

では、続いて2問目に移りたいというふうに思います。

2 問目の 1 点目の駐車場に関してでございます。町長も御承知のとおり、アスファルトが震災後吉田浜の郵便局が移動されてからアスファルトが凸凹になっております。駐車場整備するに当たっては白線、もちろん引いていただきたいというふうに思いますが、きちんとアスファルトを平らかにすべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） アスファルトの舗装なんですけれども、確かに劣化はしております。ただ、走行するわけでもなく車を止めるという状況であれば確かに支障はないのかなと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5 番（熊谷明美君） 支障は確かにパンクとかはしないかもしれませんが、車体の底をこすとかそういうことはないとは思いますが、せつかくの名所である公園があのようなアスファルトではせつかく整備するんでしたらアスファルトも含めて整備すべきではないかと思いますが、再度、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに、アスファルト舗装を直せばきれいで止めやすいと思うんですけれども、それには維持費もかかりますしそれ以上に直すような部分もありますので、そちらのお金を今後予算を頂いているトイレの修繕とかそちらのほうに回わさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5 番（熊谷明美君） ぜひきれいにしていきたいと私 생각합니다。それから白線のほうです。国際村でもありましたけれども、白線引くに当たって余りにも狭いような幅ではなく、ある程度来た車も止められるような幅を持ちながら、あと思いやりスペースは今 2 か所があるということでございますが、きちんと看板を立てて妊婦さんも止められるようなそのような形にすべきではないかと思いますが、その辺の構図はいかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、身障者用は確かに一番近いところには 2 か所を用意してはいるんですけれども看板はないので、看板は立てたいと思っております。駐車枠なんですけれども、確かに長さ的には通常は 2.5 メートルの 5 メートルほどの長さが標準ではありますが、現場のほうは 4 メートルと長さが短いんです。ただ、それを 5 メートルに取ってしましますと駐車枠を今の台数確保なったもののなかなか難しいので、その部分としては 5 メートル

の長さを確保できるのは難しいかと現在思っております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今43台止められるというふうな現状でございます。一挙に43台も君ヶ岡公園に私は来ないのではないか、止められる必要がないのではないかと思います。余裕を持って止めて皆さんに利用していただくというところに優先的な考えを持つべきではないかと思えますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 君ヶ岡公園に来られる方にストレスを感じないように、そういったダブル線というんですか、ああいうふうにも考えてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、2問目に移りたいというふうに思います。

今答弁の中でモミジとかカエデとかたくさん広葉樹、あとは秋になれば色づくような葉、花、葉っぱとかそれからお花がつける木々とかいろいろ植えられているところでございますけれども、特に地元のボランティアの皆さんとかの御努力におきましてお花も桜の花咲く時期、それからチューリップ、それからフジの花といろいろ特に今の時期は咲き香っておりますけれども、花です。もう少し女性から見るともっと花壇が広くていろいろな花があるといいかというふうに思うところであります。どうしても手入れのことを考えたときに多年草といいますか余り手をかけなくても次の年もまた咲くようなそのような花を植えるのも1つの手ではないかというふうに思います。ちょっと前だとシバザクラとかそれからネモフィラ、それからあとは4月から10月だとベゴニアとか秋だとコスモスとかシュウメイギクとか、あと冬になるとクリスマスローズとかこのような花々は余り手間がかからなくて次の年もお花を咲かせるというようなことでございます。今本当に花壇もチューリップも終わってしまいましたけれども、あの辺を散策するときに花を見ながら散策するというのもとても心が癒されるのではないかと思いますけれども、そのようなお花を植樹するような考え、お花を植える考えはないか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、回答申し上げます。

確かに委託をかければ、お金をかければそういうふうになるかと思うんですけれども、せっかく町のほうでは花と緑の事業をやっておりますので、その中で今後手伝いとかしてくれる団体があるかどうか、そういったものを探しながら若干の予算の確保でそういったことができる

かどうか、そういったものも含めて来年度までに結論を出したいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 当局の御努力もありまして、今特に松の木などはきちんと枝も剪定されて日光が日差しがよく地面まで届くような形で整備されているところでございますけれども、今後ある程度背の高い、それからうっそうと茂るような木々がもちろんあると大変よろしいことなんですけれども、きちんと整備しておかないとうっそうとした中に防犯上危険な場所になってしまう可能性もあります。あとは蜂の巣の対策とかいろいろあると思いますけれども、今のメンテナンス、そのようなところはどのような形でみなボランティアさんとかいろいろ協力していただいているところでございますけれども、町としては年に何回こういうことをやっていますとかというようなことを内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 公園のパトロールは月1しておりまして、あとは台風過ぎた当たりとかそういった倒木、そういったことも現場では確認しております。以上であります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 余り事故が起こらないようにきちんと整備すべきではないかというふうに思っております。町長が今年のオカンコウコウ御構想の中、逍遙の道のことをおっしゃってありました。これは私は景観を楽しみながら散歩しながらという体を健康を保っていくということではないかというふうに思いますけれども、君ヶ岡公園に関しましても例えば新たにベンチを設置して結構歩くと広いものですから腰を下ろして花々を見るとか、景色を見るとか、そのような環境づくりというのは大事ではないかというふうに思います。その逍遙の道の考えから君ヶ岡公園の中での散歩といいますかそういうことを考えたときに、ベンチというのは今置かれているそういうふうなところで塗装とかそういうのも整備していくということでございますけれども、お花を例えば植えたところにベンチを置くとか、新たに置くとかそういうことは考えないのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは始めに老朽化したものとかを、けがとかそういう点もないように修繕とかさせていただいて、適宜その場所に必要なのかどうかその辺も含めて、現地を見ながらといいますか必要性を見ながらやってまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、3点目に移りたいというふうに思います。

桜の木は大変毎年美しい花を付けていただいております。蓮沼苑の桜の本当に根が飛び出ておりまして、去年ですかそれに足を引っかけて転ばれた方がいらっしゃいます。ですから、本当に桜の木を守りながらそのどういう方法があるか私もなかなかそういうふうな建設関係詳しくないので分からないんですけども、その根が飛び出たところをきちんと整備しながらこのまま桜の木を守っていくということが大事ではないかというふうに思いますけれども、この整備をするというふうな町長のお考えを伺いましたけれども、いつごろからその整備を始めるのか、その辺を伺いたい。桜の花はもう終わってしまいましたけれども、いつごろから始めるのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

町長の説明の中にも落葉後ということでありました。こちらにつきましては造園屋さんのほうにいろいろアドバイスいただきまして、どうしても木の盛り上がったところの根だけは切除した上で歩道を平らにするという施工が必要になりますので、木へのダメージ、最大限抑えるために落葉後、時期としては11月ごろを想定して施工のほうをしたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） そうしますと、その間余りあそこを歩く人がいないかと思うんですけども、万々が一を考えて三角コーンというんですか、そういうのを置いておくとかなるべくあそこを歩かないようにするとかというような臨時的な策を考えていないかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御指摘のとおり、今歩くとくぼみ等があって危険な状態ということにはなります。歩道のもともとの入り口でありますゲート部分を今は閉めて、歩道そのものが入り口から直接危険な箇所を渡らないようになっておりますが、なお部分的にも必要な部分があれば個々対処してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午前11時25分再開いたします。

午前 11 時 17 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、6 番佐藤壮一議員の質問を許可します。発言席に登壇願います。

〔6 番 佐藤壮一君 登壇〕

○6 番（佐藤壮一君） 議長より許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は一応 2 問質問させていただきます。

1 問目は防潮堤の管理についてでございます。東日本大震災から 10 年が経過し、高さのある防潮堤は整備されていきました。今年 3 月 20 日午後 18 時 9 分に発生した宮城県沖でのマグニチュード 6.9 の地震が発生し、また、地震に伴い津波注意報の発令もあってこれは陸閘、我々は扉とか門扉とか言っているんですが、陸閘の管理者は大変な職務に当たっていると思っております。陸閘の管理業務について以下の 6 点をお伺いしたいと思います。

1 点目、各地区に防潮堤の陸閘は何か所あるのか。

2 点目、防潮堤の陸閘は津波警報、または注意報発令と同時に全ての陸閘が自動で閉まっているのか。

3 点目、今回防潮堤の陸閘は全て閉まっていたのか。陸閘の管理者は誰なのか。

4 点目、防潮堤の整備後に県港湾事務所から各沿岸部の地区への説明はあったのか。

5 点目、近隣の市町の陸閘管理は各自治体が管理しているのか。

6 点目、県、本町、漁協と連携協力していく考えはあるのか。

2 問目、老人福祉センターにエアコン設置についてです。今般、夏の気温が上昇する中で本町も 30 度を越える日が多く感じています。町の施設や小中学校もエアコンが完備されました。老人福祉センター利用者の方がどうしてエアコンがないのか、エアコンが設置してほしいという要望が多く最近聞いております。高齢者の健康維持と安堵できる福祉センター利用のためにエアコン設置のする考えはないのか、この 2 問をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員、これ、リクコウと読みます。リクコウですので、一応念のために。

それでは 1 問目、防潮堤の管理について、2 問目、老人福祉センターにエアコン設置について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、6番佐藤壮一議員の1問目の御質問、防潮堤の管理についてお答えをさせていただきます。

初めに1点目の御質問、各地区に防潮堤の陸閘は何か所あるのかについてお答えをさせていただきます。町内の陸閘につきましては要害地区に7か所、東宮浜地区に12か所、代々崎浜地区に5か所、吉田浜地区に2か所、花渚浜地区に5か所、そして遠山地区に1か所ということで、合計32か所であります。

次に2点目の御質問、防潮堤の陸閘は津波警報発令と同時に全ての陸閘が自動で閉まるのかについてお答えをさせていただきます。町内の陸閘の種類には自動陸閘、電動陸閘、手動陸閘の3種類がございます。その中の自動陸閘は10か所あり、津波注意報以上の発令と同時に自動で閉まることになっております。

次に3点目の御質問、今回防潮堤の陸閘は全て閉まっていたのか、陸閘の管理者はについてお答えをさせていただきます。令和3年3月20日の津波注意報発令の際は電動陸閘の4か所が閉まらなかったと報告を受けておりましたが、報告後に全て閉まっていたとの訂正があったというふうなことでございます。そして、陸閘の管理者につきましては宮城県仙台塩釜港湾事務所でございます。

次に4点目の御質問、防潮堤整備後に県港湾事務所から各沿岸地区への説明はあったのかについてお答えをさせていただきます。陸閘整備後に各沿岸地区への説明は仙台塩釜港湾事務所より町及び陸閘を有する地区区長への開閉操作の説明がございました。対象地区の住民への周知についてはお知らせとしてチラシを全戸配付しております。

次に5点目の御質問、近隣の市町の陸閘管理は各自治体が管理しているのかについてお答えをさせていただきます。近隣の陸閘を有する塩竈市、松島町、陸閘管理者はこれは両市町も陸閘管理者は宮城県仙台塩釜港湾事務所となっております。

次に6点目の御質問、県、本町、漁協と連携協力していく考えがあるのかについてお答えをさせていただきます。当然のことですが、今後とも陸閘の管理者の宮城県仙台塩釜港湾事務所及び陸閘の操作保守を委託されている宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

次に2問目、老人センターへのエアコン設置についてお答えをさせていただきます。御質問の老人福祉センターのエアコンにつきましては、これまでも夏場でも心地よい風も入るということで設置には至っておりませんでした。また、利用者からは網戸の設置の要望が数件ありま

したので、昨年網戸の設置をしたところでございます。エアコンの設置につきましては40年以上も施設が経過した施設でございますけれども、今後の利用状況や意見を聞きながら検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○6番（佐藤壮一君） それでは、再質問させていただきます。

1番、2番、3番は、これはいいと思います。それで、この4番目なんです、とにかくこのチラシだけを配付して住民にはその後何もないということは、今回も津波注意報のときに最初は閉まっていなかったみたいなんです、それで住民は不安を感じているんです。何のための防潮堤なのか、町長も御存じのとおり、大潮や台風や津波などでそれを一般住民のそれを守る、そういった命を守ったりそれ以上被害がないようにということで、沿岸部の人たちは大変なそういった思いで今回は心配しておりました。こういった中で住民へのきちんとした説明はあるべきではないのか、その辺を再度お伺いしたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ごもつともでございます。その件に関しましては、今回の反省を踏まえまして港湾事務所のほうに申出をさせていただきました。それで、鍵の個数が適当か、あと地区の住民に対しての不安を払拭できるかということで申出をさせていただきました。港湾事務所からは検討させてくださいということの回答を得てございます。それともう1つですけれども、陸間なんです、必ず閉まるということではございません。津波到達時間によりまして閉めるのが不可能なときもございますので、その辺は御承知いただきたいと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○6番（佐藤壮一君） 1問目は結構でございます。

2問目、先ほど前回は網戸を設置したので風通しがよくなったとおっしゃっていましたが、でも、町長、我々一般もエアコンを設置している中で特にあそこの大広間は、特に暑いときは暑いです。そういったところを高齢者の方はその30度を越えるとき、とにかくこういったときは毎日ではなくてもその越えるときだけ使えるようなそういったエアコンを設置をお願いという言葉は申しわけないですけれども、皆さん要望しております。ぜひその辺の考えはあるのかないかお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） それでは、先ほどの回答と同じになってしまいますけれども、利用者から意見をいろいろ聞きまして、今年ももうすぐ夏ですのでいろいろ聞いて、その後検討していきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○6番（佐藤壮一君） 私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後1時ちょうどから再開いたします。お疲れさまです。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、4番木村 稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 木村 稔君 登壇〕

○4番（木村 稔君） 4番、日本共産党木村 稔、議長より質問の許可を得ましたので3問について伺いたいと思います。

第1の質問はロービジョンへの支援策についてであります。本町でのロービジョン、視覚障害への理解や支援を求めるため、以下の3問を伺います。

1点目はロービジョン者への安全策として公共施設の自動ドアへの防護柵の設置を検討できないか伺います。

2点目は視覚障害者誘導ブロック、過去通称点字ブロックですが意味をなしていない箇所があります。改善できないか伺います。例を挙げていますが、質問は町全体であります。例は一例であります。

3点目は公共施設の視覚障害者誘導ブロックの現状の普及率を伺います。また、普及率を上げる考えはないか伺います。

第1の質問は以上の3点を伺います。

第2の質問は、防潮堤の安全柵についてであります。議会報告懇談会でも一部の住民から防潮堤の安全柵の未設置場所にも転落防止用の防護柵、安全柵を設置を求める声が上がっております。また、防潮堤に車を乗り上げて走行するなどの昨今危険行為も見受けられることから、関連して以下3点を伺います。

1点目は防潮堤に車を乗り上げる等の危険行為について、町は把握しているのか伺います。

2 点目は防潮堤に車を乗り上げる等の危険行為について、県は把握しているのか伺います。

3 点目は住民から防潮堤の安全柵、転落防止用の未設置場所にも連絡防止用の安全柵です。未設置場所にも設置を求める声が上がっております。そこで、冒頭で指摘した危険行為の対策を含め安全柵、転落防止用と兼車両止めの役目で2 役ということでの設置ができないか伺います。

第2 の質問は以上の3 点を伺います。

第3 の質問は危険道路の整備についてであります。危険道路、境山二丁目について現状と本町の今後の対応を含め、以下4 点を伺います。

1 点目は修繕できていない理由を伺います。

2 点目は道路の所有者を伺います。

3 点目は毎年のように道路の状態が悪化していますが、通行している住民や走行している車両がいる現状というのを本町は把握しているのか伺いたいと思います。

4 点目は道路の維持補修に関する今後の本町の対応を伺います。

第3 の質問は以上の4 点を伺います。以上、計3 問を私の質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第1 問ロービジョンへの支援策について、第2 問防潮堤の安全柵について、第3 問危険道路の整備について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 4 番木村議員の御質問、ロービジョンへの支援策についてお答えをさせていただきます。

まず1 点目の御質問、ロービジョン者への安全策として公共施設の自動ドアへの防護柵の設置を検討できないか伺うについてお答えをさせていただきます。自動ドアの安全性については2017年3 月に自動ドア全般にわたる安全規格 J I S A の4722、いわゆる歩行者用自動ドアセット安全性が制定されまして、高齢者や子供、お体の不自由な方に配慮した安全思想を設計段階から安全に対する工夫と配慮をすることにこれまで以上に全ての人が安心して自動ドアを利用できることを目的に制定されたものであります。現在の公共施設等の自動ドアには防護柵等の安全設備は設置されておられません。これは新しい J I S 規格ができる前の建設、もしくは改修したものですので対応していない状況となっております。新たに防護柵を設置する場合には設置する基礎部分の状況などによって大がかりな工事となる可能性もあるところです。また、この J I S 規格は推奨となっていることから、今後公共施設の改修等があった際には検討していきたいと考えているところでございます。

次に２点目の御質問、視覚障害者誘導用ブロックが意味をなしていない箇所がある。例として役場を出て左側の歩道等、丁字路となっていますが、改善できないか伺うについてお答えをさせていただきます。町内に設置されている視覚障害者誘導用ブロックは主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線、いわゆる県道58号線です。その一部の区間として子育て支援センター前の歩道から役場前を通過し、亦楽小学校裏側までの約１キロメートルの区間の両側歩道に設置をされております。御指摘のありました意味をなしていない箇所ではありますが、ブロック間から雑草が出ていたり草木が歩道に生い茂っているほか、工事車両の出入り口部分で誘導ブロックの凹凸がすり減っているものが確認され、誘導機能を有していない部分が見受けられます。以前より道路のこの道路の管理者である宮城県仙台土木事務所に対し不具合な状況を伝えてありますが、再度改善をお願いしてまいりたいと思います。

次に３点目の御質問、公共施設の視覚障害者誘導用ブロックの現状の普及率を伺う、また普及率を上げる考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。公共施設の視覚障害者誘導用ブロックにつきましては復興事業で整備しました施設以外はほとんど設置されていない状況であります。視覚障害者が多く利用する公共施設については今後の改修等の際に検討してまいりたいと考えております。

次に２問目の御質問、防潮堤の安全柵についてお答えをさせていただきます。

１点目の御質問、防潮堤に車を乗り上げる等の危険行為について町は把握しているのか伺うと、２点目の御質問、防潮堤に車を乗り上げる等の危険行為について県は把握しているのか伺うにつきましては、関連がございますのでまとめてお答えをさせていただきます。町では住民からの連絡により菖蒲田浜字牛ノ鼻木地内釣り具や付近と防潮堤斜面にタイヤ痕といたしますかタイヤ跡を確認しており、管理者である宮城県仙台土木事務所へ斜面を斜めに侵入し天端を走行している状況をその都度報告をしております。

次に３点目の御質問、住民から防潮堤の安全柵の未設置場所にも設置を求める声が上がっている。危険行為の対策を含め、安全柵の設置ができないか伺うについてお答えをさせていただきます。町から県へ安全対策等の要望により松ヶ浜須賀ノ浜に駐車禁止、ごみ不法投棄禁止標識の設置と菖蒲田浜字牛ノ鼻木地内に車両乗り入れ注意喚起看板、そして駐車禁止標識の設置等両防潮堤乗り越し管理用スロープへ要望により車止めを増設していただいておりますが、ビーチウォーク等の散策している方々の安全確保のため、車両が防潮堤に侵入防止のさらなる安全対策を講じていただけるよう県に対し協議してまいりたいと考えているところであります。

次に３問目の御質問、危険道路の整備についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、修繕できていない理由を伺うと、2点目の御質問、道路の所有者を伺う、3点目の御質問、毎年のように道路の状態が悪化しているが、通行している住民や走行している車両がいる現状を本町は把握しているのかを伺うにつきましては関連がありますので、まとめてお答えをさせていただきます。地目、公衆用道路として境山二丁目20番46、道路の所有者は町ですが、平成15年当時より公衆用道路の境界について隣地所有者と用地境界の未確定の箇所であります。平成24年に路面破損があり、2度補修をいたしました。しかしながら、その都度掘り返されるなど現在までの間、何度も話し合いの場を持ちましたが御理解をいただかず、境界未確定に係る解決のため法務局塩釜支所に出向いて当時の支局長、隣接所有者、町の三者で協議しましたが合意に至ることはできませんでした。現地は道路の勾配もあり、車両通行で碎石が掘り起こされくぼみが大きくなっている状況は確認しておりますが、相手方は自分の土地であるとの一点張りの主張であり、補修もままならない状況となっております。

次に4点目の御質問、道路の維持補修に関する今後の本町の対応を伺うについてお答えをいたします。相手方と話し合いの場につくこともできず、境界未確定となっていることから、補修も行えない状況で解決の糸口が見えない状況でございます。この件についてはそういった回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、第1問目の再質問をさせていただきます。

第1点はロービジョン者への安全策として自動ドアへの防護策ということです。先ほど回答では改修のときに検討するということでした。先ほど町長からも答弁ございましたけれども、2017年3月から自動ドアの安全性に配慮してJ I S Aの4722が制定されました。J I Sは比較ですので法規定で定められていなければ強制力もなければ、さらに過去遡及しなければならぬというわけでもありません。しかし、J I Sに適応していない、イコールJ I Sで定める安全要求を満たしていない自動ドアで万が一事故が発生した場合は、建物所有者側の安全配慮に過失があったものとして責任が問われる可能性があるのではないのでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 確かにそういう部分はあるかと思います。公共施設の自動ドアにつきましては、毎年点検をずっと行っております。そういった形で、あと目視等々によって安全性を確認しておりますので、現段階では大丈夫かと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そのJ I S A4722は歩行者も自動ドアの安全に配慮する標準をこれは国

で定めたものであり、ソフトロー、ハードローやソフトローという考え方最近ありますけれども、ハードローは強制力のあるものと法規定のあるもの、ソフトローといえは法規定もない努力義務であります、確かに。そのソフトローの考え方だとしても行政としては道義的責任から最低限ソンスユすべきラインではないでしょうか。J I S規格の制定により以前より建物所有者側の安全配慮さらに必要なのではないのでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 安全柵等々につきましては、先ほど町長が回答しましたように基礎部分、役場の玄関ですと本当にその部分をかなり大きく改修しなければならない。内側に引き戸になっているものですから、そちら側に必要な部分かと思ひます。そういったものも含めて今後改修の際に検討していきたいと思ひております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかし、国の定めた基準であります。この件に関してはまだ再度改めて質問したいと思ひます。

2点目は障害者誘導ブロックが意味をなしていない箇所がある。役場を出て左側のT路地等でございます。また、改善できないかを伺ひました。まず、冒頭に確認としての質問ですが、現在設置している視覚障害者誘導ブロックやそれに準ずる補助的な設備は視覚障害のある方に当然必要な箇所であるために設置しているというふうに理解していいのか。現在の場所がそのような位置づけでいいのか回答を求めたいと思ひます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず位置づけなんですけれども、町道にはそのものはないんですけれども、ある場所に関しては県道の先ほど町長さんがおっしゃられた母子健康センターから役場前の箇所のみの設置になっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員、そのまま続けて質問してください。

○4番（木村 稔君） それでは課長方、直接みずから出向いて意味をなしていない視覚障害者誘導ブロック、現場確認いたしましたか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 現地も歩きました。そうしたところ、役場前ですと車の出入りの部分でブロックが削れている、あと、木の根っことかでブロックがそのものも浮きがある。あと、社会福祉協議会のほうでは樹木、そういった部分が歩道のほうに張り出ししてきて支障になっているところ、地面のほうからも草木が、土、そういった部分を覆いかぶさってブロックを消

しているような状況も確認しておりまして、仙台土木のほうの管理のほうに至急連絡をいたしまして土木のほうでも現状を見るというような連絡を受けております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 県には視覚障害者誘導ブロック、点字ブロックの破損等の報告というのは具体的にはこれまでどのぐらい報告したのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 復興のとき、土木さんたちも集まった会議がありまして、その中で本題ではなかったんですけどもこういった状況の報告ということで報告させていただいた部分の回答はありました。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、回答あったということですけどもこれまで修繕、具体的にできていない理由というのは一体どういうことでできていないんでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 修繕できなかったのかということ。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 修繕できていない理由は確かに現状は設置してからそのとおりなんですけれども、町のほうでは依頼はするものの土木さんのほうで修繕に当たっているものなので、なぜその修繕が県でできていないかということは町のほうではお答えできないような状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 本町が県の対応に対して設置者の責務、これを鑑みた場合、県が講ずるべき本来の適正な対応というのがどのようなものであるべきものなのか。どのようなものであるべきと本町では考えますか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町の基本的対応の内容です。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに木村議員さんがおっしゃるように不具合部あれば直すのは当然と言っては失礼なんですけれども、直す必要はあると思うんですけども、土木さんのほうでも直すに当たる部分に理解はしていると思うんですけども、なかなか直してもらっていない状況でありますので、今後とも引き続き状況を報告して早めに直してもらえるように協議を進めたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） もっと県に働きかけ、もっと強く働きかけてすぐに壊れた場所や壊された箇所、修繕させるべきではないですか。障害がある当事者だけが権利としての福祉、これを

要求すれば解決する問題ではないと思います。また、行政または社会全体の理解というのが必要になるのではないですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これについては、町としては管理者のほうにお願いするしかない。早急に対応してくださいというふうなことしかないということでございます。管理者はあくまでも県ということになります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 趣旨に書いた一例の箇所です誘導ブロックがアスファルトで埋められていましたが、これはどのような理由で埋めたのでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 分かりますか。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 個人の水道の取出し工事がありまして、その部分の工事で、多分仮復旧だと思われるんですけども、それでブロックではなくアスファルトで補修をされていたような状況を確認しております。そのこともこれではまずいのではないかとということで、県のほうには伝えておりました。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） これは県の仕事でアスファルトを上から点字ブロックにやったということですか。あとは仮復旧と言っていました。仮工事と言っていましたけれども、仮だったらすぐ直す必要あるのではないですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに仮復旧は復旧したら直す義務はあるんですけども、再沈下とかそういったこともあるはずなんです。そういったことがあって、本復旧までは県ですと3か月ぐらいはそのままの状況ではあるんですけども、仮復旧であっても今ある点字ブロックが外されてあるというような状況も伝えてありますので、水道を取り出した占有者、そちらのほうに土木さんのほうで伝えて指示をしていると思われます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 水道ですね。県でどういった関係があって、県がその水道、町内のためにこの水道を。水道で県なんですか。誰がやったんですか。県の方がやった、水道で。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 今のやりとり、ちょっと聞いているんですけども、県の事業に対し

ていかにも町の建設課長が責任を負わなければならないというような質問だったり答弁だったりというふうなことになるように私は思うんですけれども、こういった質疑の在り方というのは本来そうではなくて、町の立場とすれば所有者に対してどういう事情があったのかというようなことを調査をして、それを疑問に思った方に伝えるというふうなこと、それから町民の交通安全を考えてそこをできるだけ早急に改善をするように求める、そういったことが町の仕事だというふうに私は理解しておりますので、今のやりとりを聞いていますとちょっとそこを越えているような気がしますので、その辺につきましては議長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 今のお話のように、県工事の分と町の関係のことで話していますのでよろしくお願いします。

○4番（木村 稔君） 分かりました。確認です。さっきの水道と言っていましたけれども、その水道はこの七ヶ浜町の水道局がやったのではなくあくまでも県がやったということなんですよ。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 水道というの、町の水道という話が出てきたので私から。私、詳しく分かりませんけれども、今のは恐らく県道から、県道に入っている水道管から個人宅に引き込むときに掘って、それを点字ブロックがあったところを掘ってそれを展示ブロックに直していないという状態だというふうに理解しております。これはあくまでも県道でございますので、県のほうから指導するという形になると思います。その辺は建設課のほうからこういう状態だというのは言っていただくようにしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 壊されている箇所というのは、でも単に点字ブロックではなく障害持った方々の当事者の権利というのが壊されているんです。町は要望するだけなんでしょうけれども、そういったこと、趣旨もきちんと伝えていただきたい。でないと、いつまでたっても世の中よくならないのでそれは伝えていただきたい。

次、こちら例に一例挙げていましたけれども、その一例の箇所だけではございません。当初説明させていただきましたが、町全体の点字ブロックでございます。

次に生涯学習課に聞きたいんですけれども、アクアリーナの2階につながるスロープ、設置されているのは障害者誘導用ブロックですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 今の3問目の内容ですか。公共施設の。3点目の公共施設の点字ブロッ

クの件ですか。

○4番（木村 稔君） 違うよ、まだ2点目ですよ、まだ。それと別です。まだ3点目に行っていないです。2点目の途中です。

○議長（岡崎正憲君） 2点目は県の工事関係ですね。今のは一例の役場の出て左側の歩道以外のところでそういうところがあるから、それをどうなっているのか聞きたいということですか。それが生涯学習センターのアクアリーナのところということですか。

これについては、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 誘導表示板、一般的に黄色い板みたいなのに点あったり誘導する棒線があったりするんですけども、あそこはその板ではなく銀色の板です。あれはあれで誘導表示板とは言わないですけども誘導表示でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） その状況はどうなっていましたか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 誘導ブロックの線上、点ではなく線の分。一部突起が外れている箇所も数か所ありました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 課長はその場、課長みずからその場、現場、課長が直接確認しましたか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 私が確認しております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 具体的な破損の原因、これはどのようなものだというふうに考えていますか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 破損というのはエキスパンションの分の破損のことを言っているのでしょうか。それは地震のあれで壊れたんです。点字ブロックは経年劣化といいますか外れたと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、今後のもちろん対応を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） その分の突起物、その分については修繕早速させていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ほかにこの現状、直接見られたということですから、ほかに現状を見て改善すべき箇所というのはありませんでしたか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 今のは3点目に入ってきませんか。（「いや、まだですよ。まだまだです。入りたくないです。なかったらなかったで」の声あり）

ほかのところという意味ですか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 私が見た限りでは花の花壇、花壇というんですか、置くんですね。あれが表示板の上にあったので、早速移動させていただきました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そうなんです。きれいな大きい鉢植え2つ、点字ブロックにこれは先ほども言いましたけれども、点字ブロックその方々の権利そのものですからACジャパンのコーポラル見えないのに見えているのに見えない危険見えていますかと考え深い話です。ほかにはありませんでしたか。例えば、私はゴムマットなどというのを置いたと思うんです。ステンレスだから滑るから置いているんですか。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 分かりますか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） エキスパンションの部分は若干コンクリートなどが壊れて段がついていますので、そこはマットを敷いていると思います。それから玄関先、ここについてはマットを置いてあるようですけども、雨とか降って中に入るときに靴の底が濡れていたりするので置いていると思うんですけども、天気の良いときも置いてあるといえは置いてあったようです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ですからステンレス、JIS規格ではないんです。だから、デザイン重視というのは余りよくないです。

それでは3点目に入りたいというふうに思います。公共施設、障害者誘導ブロックの現状の普及率、また普及率を上げる考えはないかということでございました。こちらはなぜ改修等で検討するとか、そのなぜ改修等によりなのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 建物自体がかなり以前に建てたものですので、高齢者障害者等の移

動等の円滑化に関する法律、いわゆるバリアフリー法、こちらに基づいて今国のほうでも建築設計標準とかそういったものにしっかりうたわれていますので、今後はそれに基づいて改修もしくは新築とかあった場合については考えていきたいということの回答でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 改正バリアフリー法新法というものです。新法で確かに増築2,000平方メートル以上だと新しく建てるものとかそういったもの、ただ例外ありまして以下だと努力義務なんですけれども増築とかあとは用途変更でそれたしかになっているはずでした。しかし、普及率、日本視覚障害者連合、日視連というんですけれども、ホームページで見たんですけれども、要望としては建物とかそういった公共施設にはつけていただきたいというのがホームページ等々、この団体のまずお話直接電話して聞いたんですけれども、普及していつていただきたいというのが願いなんですけれども、そういった考えないのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 当然、バリアフリー法にもいろいろうたっております。その中で視覚障害者だけではなく様々な障害、聴覚とかそれから肢体不自由、車椅子利用とかそういったものも含めて全体を網羅した上で建物等々のキャパシティも考慮した上で検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 先ほど、今の答弁、車椅子とかそういったもの出てきましたけれども、それはどういった指定、下肢障害でしたか、そういったどういった趣旨で今の発言に至ったのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） バリアフリー法、それから建築設計標準、それらにも出ている部分ですので、それら全てを含めて網羅した上で検討していかなければならないということの回答でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それは他の障害のある方とか高齢者に対して点字ブロック、これが危険だということで今言われたという回答ではないですか。大丈夫ですか。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） そうではなく、それら全ての方を円滑に安全に移動できるような施

設にしたいということでの回答でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかし、視覚障害者誘導ブロックというのは国が認定しているわけですからジャスカした経緯からも分かるように明らかなように車椅子やベビーカー、また歩行する利用者の方の意見十分に反映されているものであります。にもかかわらず、利用者が不便感じるような今表現に聞こえたんですけれども、断定的に結論づけるということとは不確定でありそういうのは結構誤解を招く可能性があるのではないかというふうに思うんですけれども、そこで伺います。止めておきます。

2問目に参ります。2点目になります。2点目でございます。防潮堤に車を乗り上げる等の危険行為に本町把握しているのかということでございます。議長に申し上げますけれども、1点目と2点目合わせて質問させていただきます。このような危険行為に対して本町年間どのぐらい目撃情報寄せられているのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 多くは夏の期間が多いんですけれども、回数に関しましては去年は1度というふうなことは伺っておりました。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） よく目撃報告、大体場所はどこら辺をよく目撃情報寄せられるのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 町長さんの先ほどの答弁にもあったとおり、菖蒲田浜の釣具屋さん付近、あの辺が道路と高さが低くなっておりましてその辺から乗り入れるということと、あとタイヤ痕が確認されている場所であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ここで私ちょっと要望になってしまうんですけれども、松ヶ浜須賀ノ浜でも車が上がっている下がっているというのを前議員の鈴木初雄さんから私のところに何か木村ちゃんすごい車が上がったりがったり下がったりして遊んでいるんだとそういったのありましたので、具体的に松ヶ浜の現状というのも確認していただきたいと思うんですけれども、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 松ヶ浜の部分もう一度区長さんはじめ区の方々の意見を再確認い

たし、その部分を県さんのほうに伝えたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 県に関しては具体的にどのぐらい報告しているのかという疑問が1つと、あとは結構土木さんだといろいろな課あるんです。何課なのか、例えば港湾とか河川とかいろいろあるんですけれども、何課に相談していらっしゃるんですか。回答、その2つ含めて回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 防潮堤の乗り入れに関しては、長年産業課にいる職員のほうから話聞きますと完成間近だった、なおかつ海水浴のプレオープンが平成28年に第1回目の通報があったということは聞いております。県への通報した先なんですけど、たしかという前おきになってしまうんですけれども、土木事務所の河川砂防第2班か、それとか行政第2班に当時連絡したというふうな記憶が残っているというふうな報告は受けています。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 県はこのような危険行為に対して対策というのは何もとられていなかったんですか。何か対策は取られたんでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） そのために県のほうでは防潮堤の管理用スロープ、そちらのほうに最初車止めが2つしかなかったんですけれども1個増設、あとは斜面への乗り入れを防ぐための看板、そういったものを設置しております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、3点目に参ります。住民から未設置場所にも安全柵、車輪止めの役目も含めて今、基本的に町民の方からは漁港にあるようなああいうのが欲しいというのを言われている。でも、私も相談されたんですけれども県の管理だから町でつけるものではないかとずっと言ってきたんです。ただ、余りにも暴走行為が多くてこの間、28日もハーレー乗り上げてハーレーの写真撮影会やっているんです。どんなものなのかという、県の、私河川課に海岸法のことで聞きたくて電話したんです。海岸保全区域と一般公共海岸の範囲、防潮堤自体は入れないようにあるのか、それとも防潮堤のところも入っているのかと聞きたくて電話したんです。そのついでに、防潮堤での危険行為について把握しているか尋ねたんです。そうしたら、これは河川課ですけれども、初耳だと答えられたんです。通常であれば本町が報告している課、管理している課ですよ。通常であれば造ったところに構造は確認しないですか、普

通。しますよね。キチンシを持っていれば。造った河川課に構造、一度は確認しているはずなんですけれども、確認一度もしていないということは真摯に受け止められていない可能性、否定できないのではないのでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 県の対応、大丈夫ですか。今、県の対応の話ですよ。平山副町長。

○副町長（平山良一君） 質問ではございますけれども、県の対応がどうかというふうなことに
ついては町では答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 訂正します。先ほど注意受けましたね。

それで河川課に私スロープ、私はスロープに車輪止めがあるのかというのを確認されたんです、河川課に。もちろん立派な車輪止めありますと、そしてその旨を伝えて侵入経路聞かれて、どこから入るんですかと言うから斜めに入っていくんです、一番低いところから。それを伝えたら大変びっくりされて、そこで住民から防潮堤に歩行者の転落防止用の、この質問もそうなんですけれども、安全柵というのを設置できないかというのも出ていますので、こういった危険行為の対策を含め検討できないのかと相談したんです。そうしたら、それを相談したんです。そして、またもし設置できる場合は予算どこなんですかと。私は県か国かという意味で聞いたんです。県では町と協議ですと言うんです。海岸保全区域の海岸管理者が知事なわけです。海岸法の8条2項3号にも車両の乗り入れが禁止されているんです。町に金銭負担を負わせるとちょっと間違いではないですかと私も言ったんですけれども、そういうに認識があるんです。もしそれを本町でそれに対してどういうふうに考えるかというのを今聞きたいんですけれども、その要求されても応えませんよね。そんな無理ですよ。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 海岸については、ただ危険な場合は、利用者が危険な場合はある程度何らかの表示サインなりしなければならないと思うんですが、ただ、私としては余り県のほうにこれまでもこういったことでいろいろな防護柵とか看板をお願いしますということをお願いしていますけれども、逆に管理者として別に防潮堤を遮断すると言われるとこれまた困る話で悩ましいところで、せっかく皆さんがああ防潮堤の上を散策するようになって健康づくりにも役立てるようになって、すごく海を眺めながら往復の景観をとということでウォーキングもしているんですが、管理者が危険なのであればあそこから進入禁止にしますと言われるとこれも皆さんから逆に何で通れないんだと。漁港のほうの防潮堤のほうはどうなんだと、あれはあくまで

も公園と公園を結ぶ町管理の漁港海岸ということであれば認めていただいているフェンスをやらせていただきました。だから、そこは申しわけないんですけれども今後利用者とかあそこを利用する方々へ何とかモラルを持って対応してほしいというふうなことでお願いしたい。特に松ヶ浜の須賀ノ浜、せつかくああいう景観をフェンスとかいろいろとそうやったときに、逆にその景観を壊してしまう。以前もあったんです。子供たちが危ないから漁港の防波堤にフェンスを全部回してくれとか。別に釣りのために造ったわけではない、漁港のセヨンドを保つために造ったものだからそれは町としてはそういう考えはないというふうなことでさせていただきましたけれども、ですから、やはりモラルを持っていただく。ただ、モラルのない人がバイク、あとは自転車も車両なのでそこは私も2人ほどいまして注意をさせていただきました。バイクであそこの天端のほうに乗り入れて走ろうとしていた人には、申しわけないけれどもここは違うんだということで御理解いただきましたけれども、そういった広報的な利用者の車両の乗り入れとか例えばバイクの乗り入れとか、そういったものは今後町としてもいろいろな形で啓発していかなければならないのかと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 本当に跡が絶えないぐらいそういった暴走行為あるんです。本当に海岸法なんですけれども、結構すごいんです。入って暴走行為、車乗り上げただけでも6か月以内の懲役または30万円以下の罰金なんです。万が一汚した場合、これは1年以下の懲役と50万円以下の罰金というのものもあるわけなんです。不法行為であるというのは間違いないことなんです。それを注意しない県、何でこんなに対応が遅いのかと私不思議でならないんです。防潮堤の歩道に菖蒲田などは釣りキチさんのところなどはそうなんですけれども、先ほど町長言うと通れなくなる。でも、気づいていました。3メートルおきに丸い何かあるんです。それ私開けようとしたんです。でも開けられなかったんです。専門の機械がなければ開かないのか分からないんですけれども、多分開けると予想ですけれども何かが出てくるのか、それか何かを立てるように、せめて防護柵ではなくてもそれができるようなシステムがあると思うんです。多分そのためにつけたんだと思うんですけれども、誰が気づいた方いますか、それについて。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 15センチメートルぐらいの穴だと思うんですけれども、あれはコンクリートブロック、50センチメートルぐらいの厚みあるんですけれども、その下の土と砂が減っていないか、そういったものを開けて確認するための点検口になっております、県の。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 疑問が解決しました。万が一、走行している方への被害とか昼間からハーレーとか乗っていますから、また車両等が転落して油が漏れた場合、万が一ですけれども、C重油のことを考えると今の罰金だけでは取り返しのつかない被害が出てくるわけです。その当事者、暴走行為している方亡くなるのもそうですけれども、周りのことも考えていただきたいと。何回要請してもされない場合は私は県の管理瑕疵に当たるのではないかと思いますので、もっと強く県へ要望していただきたいというふうに思います。2問目を終わります。

3問目について伺いたいと思います。3問目、危険道路でございます。修繕できない理由、伺いました。これは困ります。当事者は権利を主張するのは当然であります。それに行政側は真摯に向き合って解決策を模索することは、これは義務だと思います。当事者の方とは協議のうえ、早急な円満な解決を望むだけであります。1点目に対しては再質問がありません。

それでは、2点目でございます。道路の所有者でございます。先ほど町、あとは未確定とありますけれども、確実には本町の道路ではないという可能性があるということと理解しているのか、回答を求めたいと思います。回答求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 道は町の所有ではあるんですけれども、筆界のライン、そのラインが定まっておらず、地権者の方とその事業が進まない原因となっております。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答を申し上げたいと思います。今は所有者が誰かということについては宙に浮いているというふうな現状だというふうに理解いただきたいと思いますが、ただ、町としてはあくまでも法務局のほうに行っている図面の中で町所有だというふうなことを主張していますので、そのことは理解いただくというふうな形はずっと取り続けなければならぬというふうに思っております。ただ、主張は町の主張だけではございませんで、個人所有地についての主張もあると思いますので、ここから先はもしかすると法に訴えるというふうな方法しかないかもしれませんけれども、今の段階としましてはできるだけ相手側と話し合いでもって解決して、何とか前に進みたいというふうに思っております。最終的にどうなるか今の段階ではお答えができませんので、今また修理をするとかそういったことについてもできるだけ何度もお願いして修理させてくださいということをお願いしに行きたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 副町長、まだそこまでは質問っていないんです。困ってしまう、そんなこと言われると。私だって徹夜して書いてきているんですから。私言いたいんですけども、端堺が分からなかったら本町の道路だということも言えないわけです。当該道路の道路台帳上の扱いが伺いたいんです。建設基準法上の42条、道路法なのかもしれないですけども、建築基準法です、これは。建築基準法の42項の何項何号のこれはさらに言わせてもらおうと道路法適用されるのかどうか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 道路法は適用されません。それと、建築基準法上の、前は2項道路、4メートルない道路という形で指定はされてはいたんですけども、今現在は県のほうからその2項道路を外しておりまして、今はコウタイ義務はないような道路になっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それは赤線のものですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 赤道ではなっておりません。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 法務局の当該道路の構図、国勢調査でもきちんととられているわけです。構図上の所有者はどこになっているんですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 構図上は町になっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 当該道路の道路の管理者は町長というふうに考えていいんですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 今の返事は。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 管理者は町長であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 私道路法の適用だと思って原稿作ってきたんです。でも、タベ道路台帳見たんです。道路台帳に載っていなかったんです。道路台帳というのは道路法の規定で必ず作らなければならなかったんです。それに載っていないということは私ちょっとびっくりです。そうなんです。七ヶ浜町の公共物管理条例のほうにも台帳義務なかったんです、見たら。そう思って安心してください。第2の原稿も作ってきました。大丈夫です。できます、まだ。そう

思ったんです。壺式というのを作ってきたんです、零式と違って。

次の3点目、参ります。3点目です。毎年のようにこの道路悪化しているということでございます。地域住民の、しかし生活のインフラに必要な道路だということは本町どのぐらい認識しているかがポイントだと思うんです。ガス運ぶトラックやタクシーなどの交通して通行しているということは御存じでしたか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 車両通っていることも確認しております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 生活インフラ上、どうしても通行しなければならない車両あるんです。

その中でプロパンガス運ぶトラックなど、やや大きい車というのは必ず構造上その当該道路を上から下がって通行しなければならないんです。その理由分かりますか。回答を求めます。分からないなら分からないでいいです。

○議長（岡崎正憲君） もう少し意味をかみ砕いて。分かりますか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 通り抜けはできる道路なんですけれども、多分木村議員さんは下のほうが隅切り等がない状態で大きいような車が回れないから上からしか通れないのかなと理解しております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ほぼ正解です。トラックなどの構造上からの問題なんです。FRだから、なんです、あと。FRというのは大きく関係してくると思います。あの坂下から上れないんです。破損しているし、普通だったら多分上れるのでしょうけれども、Uターンできないんです、あそこは。だから、大きい車はダウンヒルというか下ってくるしかないんです。あとは下の何でもないところを通り過ぎるという形なんです。トラックというのは下がっているときに左の車輪を側溝に乗り上げるんです。側溝がまだ生きているのでその車体バウンドさせながら現行走行しているんです。だから、1か所だけ30センチメートルぐらいの穴空いてくるんです。あそこで私思うんですけれども、直接見たらその側溝自体ももう壊れかけているんですけれども、そのときの状況は気づいていますか。壊れるその瞬間というのはもう時間の問題だと思うんですけれども回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 側溝も小さな側溝でありまして、側溝の蓋、へり、それも結構角が

潰れているような状況は確認はしている状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 側溝壊れたらどうするんですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては我々は境界はまた別として修繕をさせてくれと言っているんですが、修繕をしようとするとその方が激高してさせないというふうなことなんです。これまで、今まで議員さんたち、区長さんたち、地域の人たちがいろいろとその解決のためにお話しをしたり行っていたりしたんですが、全くらちが明かないという状況でございます。ぜひ、木村議員さんにも頑張っていたきたい。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 火の粉をこっちに持ってこないでください。でも、側溝も駄目なんですか、側溝もですか。生活インフラが円滑に回らなくなったらどうするんですか。

4点目に参りたいと思います。4点目でございます。権利主張されている方とは協議は大切にしながら、話し合いの最中でも近隣住民の生活インフラの維持のためにも丁寧な説明をして鉄板等それらを敷設させていただくなどの代替案というんですか、示したい。代替案など示して一時的な応急処置、打診しても駄目なんでしょうか。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私も土地の状況の成り立ちを見ましたら、要は競売物件で買われた。後退確認をしている、道路の後退確認をして買われている。そして、そこは購入された今の方が、地権者は自分の土地だと。ですから、道路部分も含めて自分の土地だというふうなことで認識していますから、どうも何か手をかけようとする自分の土地に何をするんだということで、例えば穴ぼこを補修してもそれは掘り起こされる、手をかけるな、人の土地に手をかけるなというふうなことなんです。ですから、何とか現場で住んでいらっしゃる方とか現地に住んでいらっしゃる方々が大変なのでその辺は解消したいんですけれども、これまで十五、六年以上ですか、なかなか解決の糸口が見えないというふうな状況でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） また、端堺分からないんですよ。ということは、せめて道路の半分だけでも舗装できれば、せめて半分だったら大丈夫なのではないか。逆側の少しだけある民地、砂利地、地主さんに何とか御協力していただき、今本当歩けなくなっていますから何とかそこだけでもちょっと御協力いただいて舗装。舗装したらいいんですかという話をしたら、今砂利

だから棒立てて通れないようにしているんだ。でないと下に流れると言うんです。だから、せめて何とかそれをお願いして側溝のところはアスファルト、あと何とかもう少し伸ばして2メートルの仮設道路を仮にできるのではないですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その辺を修繕するにしてもその地権者にお断りをしなければならない。そうしたときに、それは認めていただけないと思っております。ですから、せめてその穴ぼことかそれもアスファルトでも何でも、コンクリートでもさせていただけるのであればありがたいんですが、何ともままならない。ですから、その辺もお力添えをいただければと逆に思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 他人に不利益、訴えられた場合、権利を主張されている方も仮に七ヶ浜町の公共施設管理条例12項協議による境界の決定の中の途中であっても民法709条、他人に何かあった場合の賠償責任の2項なんですけれども、大変な不利益その方も負ってしまいかぶってしまうことになります。そのことを鑑みた場合、お互いにいいことはないということを理解していただいたら、あくまでも協議の半分、怒らないところちょっとあるのではないですか。そこら辺のラインというのを仮設道路という位置づけです。さらにそちらに寄ると怒られると思うんですけれども、せめてそちらの逆の民地の方々だったらまだ少し理解はもちろんあると思いますので、本人たちも多分通りたいと思うんでしょうから、せめて半分ぐらい御理解していただけるのではないですか、でも。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 御理解を本当に少しでもいただけるのであればありがたいんですが、これまで以前の副町長、また町長まで現地に出向いてお願いをした経緯がありますが、相手方からは町を訴えてやるというふうなことでの回答だったようです、町長には。ですから、ぜひそういういったアクションを起こしていただくのであれば町も町として対応の仕方があると思うんですけれども、全然相手方のほうではアクションを起こしていただけないというふうな、なかなか隘路に入っておって困っています。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかし、生活インフラかかっていますから何らかの隣の家の御理解いただくとか、それは検討していただきたいと。本当にあとはアプローチ次第ではないという問題なんですか。どうなんでしょう、これは。本当に悲しいことです。七ヶ浜公共管理条例の12条

協議による境の決定、町長は公共物の境界が明らかでないため公共物の管理に支障があるときは設置、隣接地の所有者に対し立会いの場、期限、その他必要な事項を通知して境を確定するための協議を求めることができるとあります。先ほど応じないという話でしたけれども、寺澤町長は町長に就任してからは協議は求めたんでしょうか。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 協議は求めておりません。ただ、相手が最終的な最後通告的に前町長に町を訴えてやるというふうなことで話があったようですので、その辺のアクション待ちでございました。

○議長（岡崎正憲君） 時間過ぎましたので、打ち切りさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。午後2時20分、再開いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、8番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔8番 遠藤喜二君 登壇〕

○8番（遠藤喜二君） 議席番号8番、議長より許可を得ましたので一般質問を通告させていただきます。すみません。このマスク、厚いものですから薄いものに替えさせていただきます。

質問は3点です。まず、七ヶ浜の特性を生かしたまちづくり、これは3月会議の延長戦となります。あと、2問目、陸閘、水門の操作等周知並びに大津波時の防潮堤の排水について。3問目、公園駐車場の有料化についての3問をお尋ねいたします。

まずは1問目、読み上げますので。先般、3月会議の一般質問と同じ質問になりますが、七ヶ浜の特性を生かしたまちづくりについて次の点を問うものであります。

①町長は新聞の取材記事で今後の課題は何かの問いに対し、高台移転後の移転元地の利活用が一番の課題だ。市街化調整区域や特別名勝松島の規制があり都市公園や保安林にならざるを得ない。また、町は観光地ではなく外国人避暑地という歴史から日帰りできるリゾート地と位置づけていると回答しております。また、令和3年度予算提案理由の中で6つの政策軸、この3つ目に幅広い年代の健康維持のため人に優しく歩きやすい逍遙の道づくりを模索しつつ、ウォーキングを推奨してまいりますと挙げ、さらに仙台に隣接した町で波打ち際まで砂浜があるのは七ヶ浜だけ、親水性のあるエリアを生かし新年度からの町内の港や砂浜、神社などの散策

ができる仕掛けをしたいとも挙げています。仕掛けの具体的な内容について、政策計画案の作成は進んでいるのか、実施される日は近いのか伺うものであります。

②前回の一般質問で現在使用中のビーチクリーナーは雪国のささら電車の竹の役目しかしないビーチクリーナーである。砂の中にあるごみや小石をすくい取りこしてきれいな砂浜にするビーチクリーナーにする気はないかの質問に対し当時の、前職の産業課長の回答は更新時期になったら検討すると現実性の低い回答のありました。また、そのときバギーを使ったというホンダ技研のバギーさんの件を言うと思いますが、あのホンダさんのものは売却はしません。ホンダ技研の本社の推進室のほうであればあくまでも慈善事業として活動に使っているものです。それに対し、更新時期になったら検討するとの現実性の低い回答であったので町長と現産業課長に回答を求めるものであります。

3番目、これも一般質問内容ですが七ヶ浜が誇る海岸には残念なことにいまだ震災遺物、漁網等の産業ごみ、家庭ごみ、バーベキュー花火の残骸が残されており、最低でも毎週10から20の袋のごみが回収されており、これから夏に向けてごみを捨てる来浜者は増加するであろうと思います。現状の海浜清掃委託だけではなく、町の責任として安心してはだしで歩ける砂浜にするため町の改善策や対応策を伺うものであります。また、今回予算づけする見回り等の回数やその時間帯も伺いたいと思うものであります。また、その注意喚起方法も伺いたいと思います。

次、2番目。陸閘、水門、樋門等の操作の周知並びに大津波等の防潮堤の排水についてであります。現在の自動式、電動式、手動式陸閘、水門、樋管等の非常事態等の操作等について次の点を伺うものであります。

①操作の指揮命令はどうなっているのか伺うものであります。

②3月20日の津波注意報の際に閉まらなかった陸閘、水門等があったのか。先ほどの回答で閉まっていたという回答でしたが、現時点では半分だけ開いている、日中開いてある陸閘もあるものですから、その確認もあります。

③電動式の鍵の所在、また地区、近隣の地区住民への通知通達はどうなっているのか。また、東日本大震災で発生した津波では町面積の36.4%に当たる4.8キロ平方メートルが浸水し、被災者数6,143人、避難所数36か所開設となりました。防潮堤の高さ6.8メートルとして4.8平方キロメートルが浸水となると何リットルの海水がこの七ヶ浜を覆うものか。津波防止の陸閘の高さを仮に5メートルとして、何リットルの海水になるのか。また、それが引けるのは何日後か。防潮堤、陸閘、陸側の水量を伺いたいものであります。さらに、以上の津波が発生した場

合の防潮堤からの排水に関して町の危機管理に対して考えを問うものであります。

次、大綱３番目。公園駐車場の有料化について。公園も駐車場も維持費管理費等に関し当然かかるものは金であります。公営であっても民間であっても駐車場には草刈り等保守管理、植栽等の維持管理、トイレ、給水、照明施設の設備交換等継続的永続的に維持管理費等が生ずることから、駐車場利用者に応分の負担を求め受益者負担の適正化を図る必要性を感じることから、町当局の公営住宅の有料化の考えについて問うものであります。現在、多少なりとも年間を通じて利用があるとされるメイン駐車場、概要である七ヶ浜の太平洋側が多く南から湊浜、菖蒲田浜、今後利用されると思われる長須賀多目的広場駐車場、サーファーが年間使っている小豆浜駐車場、表浜などがあります。駐車可能台数はそれぞれ何台か、またかかる維持費、管理費等の年間経費はどうするのか。今後の維持費の捻出方法、管理体制、維持管理体制を問うものであります。

以上、３点質問いたします。

○議長（岡崎正憲君） 第１問、七ヶ浜の特性を生かしたまちづくりについて、第２問、陸閘、水門の操作等周知並びに大津波時の防潮堤の排水について、第３問、公園駐車場の有料化について回答を求めます。

暫時休憩します。

午後２時３１分 休憩

午後２時３２分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開します。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） ８番遠藤喜二議員の１問目の御質問、七ヶ浜の適性を生かしたまちづくりについてお答えをさせていただきます。

まず１点目の御質問、逍遙の道づくりの散策ができる仕掛け政策計画案の進捗、実施についてお答えをさせていただきます。逍遙の道づくりについて３月会議の遠藤喜二議員の一般質問では推進するためのプロジェクトを庁内に立ち上げることと、具体的な施設においては今後町民の意見も聞きながら一つ一つ実現すると回答したところでございます。まず、プロジェクトであります但馬庁内の横断的な組織として５月にプロジェクトを立ち上げております。組織の構成としては事務局の政策課、産業課、建設課、健康福祉課、町民生活課、生涯学習課、歴

史資料館に役場庁内から参加希望があった3名の職員も加わっております。1回目の会議では私と副町長も参加し、プロジェクトの方向性や逍遙の道づくりについて様々な意見交換をしています。また、町内の散策も行っているところでもあります。こういった新たなプロジェクトを進めるにはアイデアや情報を整理しイメージをいかに膨らませるかが重要であると考えております。逍遙の道づくりを実現するため、どのような資源が本町にあるのか。景観や環境、風土、歴史、歩道、小道などあらゆるポテンシャルを掘り起こし、活用できるものを再認識することから始めようとしております。また、プロジェクトの会議では目標も様々あってよいと話しております。例えば、町民の健康づくりの癒しの空間としての展開、日帰りリゾートの町としてのイメージアップなど、逍遙の道づくりは様々な可能性を引き出すことができると思っています。

さて、御質問の散策ができる仕掛けについてであります。プロジェクトが立ち上がったばかりの現段階では具体的な案を示すことができませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に2点目の御質問、前回の一般質問で現在使用中のビーチクリーナーは雪国のささら電車の竹の役目しかないビーチクリーナーである。砂の中にあるごみや小石をすくい取り、こしてきれいな砂浜にするビーチクリーナーにする気はないのかの質問に対し、当時の産業課長の回答は更新時期になったら検討するとの実現性の低い回答であったと受け取ったが、町長と現産業課長の回答を求めるについてお答えをさせていただきます。現在のビーチクリーナーは震災後の平成24年7月に丸紅株式会社様より寄贈されたものでありますが、機器本体についてはメンテナンスも行っており状態に特段問題がない状態です。今後につきましては特殊な機械で高額であることから、定例会3月会議での回答のとおり、今後取替えの時期が来ましたならば検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に3点目の御質問、これも前回の一般質問内容であるがセヶ浜が誇る海岸には残念なことにいまだに震災遺物や漁網等の産業ごみ、家庭ごみ、バーベキューや花火の残骸が残され、最低でも毎週約10から20袋のごみが回収されており、これから夏に向けてごみを捨てる来浜者は増加するだろう。現状の海浜清掃委託だけではなく町の責任として安心してはだしで歩ける砂浜にするための改善策や対応策を伺う。また、見回り等の回数や時間帯も伺いたいについてお答えをさせていただきます。遠藤議員には日ごろより海浜清掃ボランティアとして活動を頂いており、改めて感謝を申し上げる次第でございます。まず初めに、安心してはだしで歩ける砂浜にするための改善策や対応策ですが、定例会3月会議のときの回答のとおり、はだしで歩ける砂浜まではいきませんがごみがない砂浜であってほしい気持ちに変わりはございません。問

題なくはだしで歩ける砂浜にしたいとは思いますが、現実的には非常に厳しいものと考えております。今後も菖蒲田浜や小豆浜、表浜の各砂浜の海浜清掃委託の継続と海岸管理者である宮城県にも現状を伝え清掃を要請するなどし、さらにボランティアの皆さんの協力とお力添えをいただきながらきれいな砂浜となるようにしてまいりたいと思います。また、見回り等の回数や時間帯については職員がイベントや天候等を勘案しながら、状況に応じ随時見回り巡回を行っているとの事でもございます。以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に2問目の御質問、陸閘、水門の操作と周知並びに大津波時の防潮堤の排水についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、操作の指揮命令はどうなっているのかについてお答えをさせていただきます。陸閘閉鎖の操作については宮城県仙台塩釜港湾事務所と宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所及び株式会社まるはらが陸閘の操作及び保守に関する協定を締結し、陸閘の操作を協定の基準に基づいて宮城県仙台港湾事務所の管理下で行っております。また、4か所あります水門の操作につきましては管理者である宮城県仙台土木事務所と町が七ヶ浜町海岸管理施設操作管理業務委託を締結し、実務に関しましては七ヶ浜土地改良区が行っております。実務フローにより土地改良区の組合員が水門を開閉しますが、指揮命令は町が行っているところでございます。

次に2点目の御質問、3月20日の津波注意報の際に閉まらなかった陸閘、水門等はあるのかについてお答えをさせていただきます。佐藤壮一議員の質問の際に回答したとおり、陸閘については4か所閉まっていなかったとの報告の後に全て閉鎖したと報告があったとのことでございます。また、水門は常時閉鎖するのが基本となっております。

次に3点目の御質問、電動式の鍵の所在や地区民への通知通達はどうなっているのかについてお答えいたします。この御質問については、陸閘のことだと思いますのでお答えいたします。佐藤壮一議員の回答と重複いたしますが、宮城県仙台塩釜港湾事務所での操作説明が以前ありました。その際、鍵は漁業者が保持している旨を伝えたということで伺っております。また、対象地区の住民にはチラシを配付し、周知しておりますということで聞いております。

次に、津波により浸水した場合の水量につきましては推測することは困難であると考えております。津波の高さや第2波、第3波により防潮堤を越流する量や各地区の防潮堤の高さが違うことなど、単純に計算はできないものと考えております。防潮堤は最優先に考えるべきは人命であるとのコンセプトで、被害を最小限に抑える想定で設計されております。また、東日本大震災の例で排水に当たっては阿川沼排水機場付近にポンプを設置し行っておりましたが、防潮堤が決壊したことにより約2か月間稼働しておりました。今後も人命を最優先に考え、排水

に係る想定についても検討してまいりたいと思います。

次に3問目の御質問、公園駐車場の有料化についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、継続的永続的に維持管理費等が生じることから、駐車場利用者に応分の負担を求め町当局の公営駐車場の有料化の考えについて問うについてお答えをさせていただきます。御質問のありました公園駐車場の有料化につきましては、仮に料金を徴収することになるとそれぞれの駐車場に人を張り付けるのか、日中だけなのか、あるいは機械式とした場合複数の出入り口への設置が必要とされるなど、多額の初期投資や人件費などの管理費用、さらにはいたずらなどによる施設の破損なども見込まれ、多くの経費を要することを考慮いたしますと夏場などのシーズンを除けば有料化は難しいのではないかと考えております。

次に2点目の御質問、湊浜、菖蒲田浜、長須賀多目的広場駐車場、小豆浜駐車場、表浜駐車場があるが駐車可能台数はそれぞれ何台か、またかかる維持費、管理費等の年間経費はどうするのか、今後の維持費の捻出法要、管理体制、維持管理体制を伺うについてお答えいたします。御質問の外洋に面している公園駐車場のそれぞれの駐車可能台数でございますが、まず湊浜緑地公園駐車場は82台、次に菖蒲田浜海浜公園駐車場は南側が160台、菖蒲田浜海浜公園C C Z既設駐車場、これについては140台。長須賀多目的広場駐車場は362台、その中には大型バス用6台も含みます。身障者用も8台含みます。続いて小豆浜駐車場は17台、表浜緑地公園は78台、ここには身障者用2台、大型バス2台も含まれております。公園の維持管理につきましては、業者への除草委託のほか各種団体の清掃協力やボランティア団体により除草協力をいただき環境を整え、一部は町職員の直営作業により当面維持管理を行ってまいります。復興事業により津波防災緑地として整備した菖蒲田浜海浜公園や表浜緑地に加え、今年3月には長須賀多目的広場が完成し公園広場等の面積が増加したことから、今後の利用状況や管理運営の動向を見ながら維持管理の手法を検討してまいりたいと考えております。公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な景観の形成、環境の改善、憩いの場の提供など豊かな地域づくりに資する交流の場として町民の皆様はじめとし、多くの人々が訪れる快適な空間として自由に利用いただきたいと考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 今町長のほうから5月に立ち上げた、それで課もいろいろな課、またほかに3人の職員も交わっているということで、町内を散策したとなってますけれども、どの辺をどのような形で散策したのかお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まずプロジェクトは5月に……。 （「すみません、ゆっくりお願いします」の声あり）

プロジェクトは5月に始動をしております。散策は同じく5月に散策を、1回目のプロジェクトの散策だったので3か所しか歩けなかったんですが、その3か所のうちの1つが花渚灯台への自然路ということで、花渚神社の鳥居前から灯台まで往復でございます。第2管区海上保安部さんに協力をいただいて、灯台の上も見学しております。2つ目が吉田浜の漁村風景を感じる坂ということでインデザカ、エンデザカとも言いますが、吉田浜の坂道です。生活路です。3つ目が菖蒲田浜の招又の散策路ということで、ちょうど東日本大震災のモニュメントを設置している眺望崎から招又を経まして諏訪神社の往復のこの3か所でございます。

主に散策、3か所それぞれ毛色が違うというか道が違うわけでございますけれども、現在の環境であるとかそこを道づくりとして、逍遙の道づくり展開する上のソフトの展開の案、あるいは必要な整備とか施策ということをそれぞれプロジェクトのメンバーが思い描けて、そこでどうしたという話し合いはまだ持っておりませんが、参考にするための散策でございました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 今の3か所ですけれども、今後増やすとすれば、例えば薬師堂なりあとは多聞山なりあとは大木囲貝塚なり、七ヶ浜には名所たるところがいっぱいありますので、そういうところは検討の余地はあるかどうかお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） プロジェクトメンバーが固定はしていないんですが、20名を越えるメンバーでございますのでなかなか一堂に会するというのが、日にちのセッティングが難しいんですが、今後も町内のこういった資源があるのかということをしっかり目にすることは必要でありますので、今話があった大木囲貝塚、実はおととい私個人的に行ってまいりました。あとは多聞山のほうも行ってまいりました。そういったところを中心に、あとはいろいろなメンバーからのここに行きたいということであれば随時セッティングしたいと思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） ポテンシャルもその目標も様々あってもいいという先ほどの町長の回答だったので、それはそれでいいと思います。

次にビーチクリーナーの関係なんですけれども、要は更新時期が一番なんでしょう。細かくメンテはしていますけれども、併用という形で、併用、そういう考えはないかどうか確認したい。要はろ過式のもの、多分映像か何か私何回も言っていますから町長もY o u T u b e か何かで見てくれていると思いますので、その併用の形をとるという考えはないかどうかをお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 現状、併用という考えは今のところはございません。先ほど町長からも回答ありましたように、まだ機器本体の状態もいいわけございまして、遠藤議員さんおっしゃるようにこすタイプのものも確かに私も見ていますが、以前震災前はバギー方式ありましたよね。あれも多分こす方式だったような気がするんですけども、こす方式ですと湿った砂ですとなかなか目詰まりして落ちないというところもあるので、今の単位式のものを確かに併用ということになれば使い勝手はいいような気はするんですが、機器そのものも牽引する車と本体を合わせれば1,000万円、相応の金額にはじき上がる可能性もあるので、その辺財政的なことを考えるとなかなか難しいものと考えています。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 今産業課長から1,000万円、いい値段が出ましたけれども、ボブキャットというメーカーであれば1,000万円ぐらいはしますけれども、アタッチメントの交換だけで済みます。ただ、西ドイツ製のものだと耕運機ぐらいの大きさで高くても200万円、180万円から200万円ぐらいで耕運機ぐらいの大きさのもので砂を10センチメートルまでこせるというものはありますので、それも御参照くださればよろしいと思います。だから更新時期、その更新時期がいつなんですか。私それが聞きたいんです。私生きている間だったらいいですけども、もう10年たっていますから。毎年羽が駄目になれば交換だ何だとやっていけばトラクターなどは全然故障などしないです。そうしたら更新時期などは本当にエンドレスではないですか。いつなんでしょう。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 確かに新しいものがあればいいということに越したことはないんでしょうけれども、実はビーチクリーナーそのもの、県内砂浜15か所ありますけれども、その市の市町に問合せしましたらどこの市町もビーチクリーナーそのものを持っていないんです。うちのほうの町だけが唯一所有しているような状況なので、繰り返しになりますが、いつになるかといいますと財政的な面とか、それから今現在所有しているもののピックアップ単位式、そち

らについても毎年10万円なり20万円なりとも修繕費用をかけてやっている状況なので、何年先とかという具体的な年数までにはなかなかたどり着けないのかなと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 年間10万20万円欠けるのだったらリースで3万円5万円で借りられるのではないですか。そういう考えもなかったんですか。町長が言う逍遙の道づくり、砂浜、はだしでは歩けないけれどもごみがない一応砂浜。町長は表浜、小豆浜、菖蒲田歩かれたことありますか、近ごろ。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 歩いております。今年になって小豆浜に行ったのは2回、表浜、あとは菖蒲田は1回ぐらいです。防潮堤のずっと上を歩いて、帰り下の砂浜を歩いてきたのが1回あります。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 私も小豆浜、菖蒲田、海藻が随分上がっているとか流木が上がっているとか結構見には行きますけれども、特に表浜がひどいというのは砂利関係がひどいということなんです。前3月のときサンプルを私持っていったと思うんですけども、あれはかわいいほうなんです。あれを子供たちが踏むわけです。ひどいのはB B Qの瓶とかそういうのを燃やしていく。たき火のまま、火のついたまま軽く砂をかけていく。あとは植物残渣はもちろん花火、犬のふん、あとはおしめ、そのうんちが溶けそううんちがついているおしめを袋にも入れないでそのまま捨てていく親、その教育が悪いのか誰が悪いのか分からないですけども、とにかくごみが多すぎる。せめてその小石も取りたいのにささらだと取れないんです。そうすると人海戦術しかないわけではないですか。例えば町のほうで職員さんが年に1回と言わずに2回でも3回でもやってもらえれば、それこそ本当に人海戦術ですぐきれいになると思うんです。そういう考えとかはあるかどうかお尋ねしたい。これは職員組合さんとか親睦会の絡みもありますから、町長が言えないときには言えないと言ってください。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 親和会という職員組合と一緒にいる会もありますので、そういったところにはお話をさせていただければと思います。ただ、今ワクチン接種で職員が毎日ずっと輪番制でかなりの人数が出ていますので、そういったことも含めてそれが可能かどうかは話をしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 次に移ります。

○議長（岡崎正憲君） 3点目ですね。③ですね。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） はい、そうです。この注意喚起なんですけれども、これは土木事務所、主に土木事務所、港湾は1か所しかありませんから港湾事務所はその土木事務所では花火とかBBQとかしてはいけませんとは言えませんがそういうふうなメールの回答なんです。でも、町ではBBQは駄目です、花火駄目ですと。いずれモラル、マナー、ルールの問題ですけれども、各個人が片づけてきれいに持っていけばいいんですけれども、途中の草むらにぼんぼん捨てていたりするわけです。注意喚起を今後800何万円の予算で今後回るわけですから、その中でどういうふうな注意喚起、その時間関係ですか、状況に応じて見回りをするということですから、その状況というのはどういう判断をするのかお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 今遠藤議員さんおっしゃった800万円という数字は、私は今のところ承知していないんですが、見回りする頻度といいますか基本的に海浜清掃としては予算づけているのは産業課としては菖蒲田、表浜、それから小豆浜を年間50万円というふうな委託料は措置しております。それから湊浜海岸緑地の清掃についても50万円というような予算措置はいたしておりますが、巡回する頻度とかにつきましてはイベント等々ある時期、コロナ関係で余り今はないですけれども、例えばしけた後とかそれから団体に七ヶ浜クリーンサポートプログラムさん、そちらの動きとかの合間を縫ってやるというふうな方法とかもいろいろあるのではなかろうかとは思っております。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 課長になったばかりであれなんですけれども、あろうかが一番まずいです。人というのは考えもしない行動を起こしますので、私も含めて。だから危機管理も踏まえてもう少し緻密にもう少し計画して回るといふかその考えはないかお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 海岸管理につきましてはそもそも論になるんですけれども、こちらはいくまでも宮城県ということになるので、町が海浜清掃しなければならないということではないと思うんです。ですので、町としては職員も当然ながら産業課となる人数の関係もございます。そうなってくると、ボランティア団体さんとかもひっくるめて相対的に対応するというふうな形しかとり得ないと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 町がとり得ないとかそれしかできないという状況は分かりますのでこれ以上突っ込まないことにします。

次の2番目に行きたいと思います。2番目の陸閘、水門、樋管、これに関してその操作の指揮命令とかどうなっているのか。電動と自動はいいとしても電動、あとは人力ありますね。電動に関して一番質問したいんです。仮に漁業者が全員沖に出ていた。そのとき津波が来たらどうするのか。また、例えば近隣の方が書類だけで通知されている。鍵は誰が持っているのかという漁業者になるわけです。その場合、対象はどうするのか。それをお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） その件でございますけれども、先ほど壮一議員さんのときにもお話しさせていただきました。港湾事務所さんのほうに申入れいたしまして、もう一度鍵の所在をどうするか、それと人々の不安をどうやって払拭するかということを申入れをさせていただいておりますので、回答待ちでございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 県の回答待ちはいいんですけれども、回答来るのかなり遅いのでせつかないと来ないと思います。ただ、町から県にお伺いを立てるような問合せなんでしょうから、そういうのはできないのだったらできないで言ってください。漁協のほうから言ってもらうとか民間のほうから言ってもらうとか、そういうふうにしたほうがいいと思います。県でも県の土木事務所でも港湾事務所、仙台塩釜港湾事務所構成班でも何でも、あと土木事務所の河川課砂防班でも結局返事来るのは1か月後、2か月後ですから結局自分たちに非がないような返事をしなければならないですから、お役所さんは皆さん同じだと思いますけれども、だから待っていては遅いんです。できれば防災対策室の室長、御苦労だとは思いますがせつつくことが大切だと思うんです。その点、いかがですか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そのとおりでございますけれども、まずこちらのほうからせつつくという感じではさせていただきます。ただし、管理者というものがございます。管理者はあくまでも宮城県でございます。その辺をわきまえないで行動しなければならないと私は思っております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 管理者、宮城県なんです。何にもしない。ただ役所は書類を回して電話

よこすだけ。実際、所管を移管するとかきちんとした所管移管というんですか、正式名称分かりませんが、そういう手続をするべきだと思うんです。例えば砂浜にしても一緒なんですけれども、以前湊浜、そのときは港湾事務所のほうで町のほうに所管依頼しますとそういう話されてからもう四、五年ぐらいたっているんです。そういうのも含めて一緒なんです。町のほうはもう少し積極的に県が管理者だからとかではなく、実際現場にいるのは町民ですから町民のことを考えて町の職員は動くべきだと思うんです。その点、いかがですか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 議員さんのおっしゃることも分かるんですけれども、所管替えとなりますと管理、全て町に来ます。そうしますとこのような大きい施設になりますとどのぐらいの経費がかかるかと考えますと、ちょっと不安でございます。それと、宮城県のものでございますので所管替えはできないと考えてございますので、その点、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、町の所管のことで聞いてください。遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 先ほど私書き方していて町長の発言聞き取れなかったんですけれども、管理委託を土地改良区がやっているというのはどちらのことでしたか。もう一度お願いします。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 管理委託は町でございます。実際に行っているのが土地改良区が水門の4か所でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 私樋門関係とか水門も入るので、その阿川沼とか沼関係の水門に関しては土地改良区さんがやっているということで。それで、水門なんですけれども、ときどき開閉とか開けているんでしょうか。水門の近くにかなり流木とかごみとか結構たまっているんです。そういうのは町のほうで見きわめとかしているのかどうか確認したい。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 開けておりますのは、土砂が堆積して開かなくなるというところがございまして開けている可能性がございまして。流木とかたまっているのは高潮のときとかそのまま持ってこられるものでございまして、その辺のどのぐらい堆積しているかというのはこちらで把握しております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 分かりました。

次、先ほど壮一議員と同じなんですけれども、水門、あとは閉まっていた。この陸閘に関しては通常言われるのは当然なんですけれども、常時閉鎖となっているんです。水門の陸閘の海側にA4判ぐらいの大きさを常時閉鎖と書いてあるんですけれども、常時閉鎖はいいんですけれども、沖に行った人たちがいちいち閉めていきますか。どうなんですか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そのような件もありましたので、常時閉鎖ということではなくなっております。それで、委託先が漁協さんということになってございます。海岸管理者が管理する水門、陸閘等操作規則というのが宮城県にございます。そちらの第3条に閉鎖状態を保つのが基本ですけれども、ただし書きとして利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なうものであるときはこの限りではないということであってございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 私も170ページのうちの抜粋だけコピーして1度は読んだんですけれども、本当に最後は今のよう、室長が言うようにその逃げ文句で終わりなんです。意味ないと思うんです。それで、先ほど私が言ったのは4つでしたか。開いていてその後閉まっていた。その後見回りはしましたか。半分だけ開いているというのはどういうあれなんですか。例えば要害の4号、陸4、半分だけ開いている。次の日も行っても半分だけ開いている。それはどういう状態なんでしょうか。町のほうで管理するわけではないでしょうけれども、1番目は一番奥の扉タイプなんです、一番奥の方は。2番目からは全部陸閘は扉というか門扉みたいな形のあれです。ただ、4番目は半分だけ開いているんです。その後、行かれて閉まっていたか、開いていたか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 確認はとっておりませんが、可能性としてお答えさせていただきます。あの辺、プレジャーボートが多くございます。その利用者の方々が開けているという可能性が高くなっていると思われます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） プレジャーは主に2番、3番なんです。4番のほうになると漁船なんです。これは室長から頂いた図面なんですけれども、私も現地2回ほど行っています。本当に要害は陸閘そのものが本当に小まめにあるんです。逆に代々崎などは3か所しかないですから、逆ではないかと思うぐらいです。ただ、その4番目が半分だけ開いているというそれが気になった

ものですからお尋ねしたんです。いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） こちらは管理者ではないので詳しいことは分かりませんが、たしか車が通れないような開け方だと思います。たしか、人が通れるぐらいが開いている。そこではないんですか。もっと狭いんですか。もっと広いところですか。確認させてください。申しわけございません。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） とときどき回って見ないと誰かがいたずらするとか何とかとあるでしょうから、特に電動タイプだと自動タイプであれば県のほうで一括してこういうふうな自動閉鎖システムを活用してやっていますから大丈夫だと思うんですけども、さっきの電動に関してなんですけれども、私が言われたのは漁業者が全員沖に行っていた場合、鍵は漁業者に預けている。それで近く、例えば営業している人たちがいますよね。その人たちには周知はしていても鍵は持っていないわけです。それを県のほうで町防災と県のほうでもっと早く県からの返事待ちではなくせつつくような形で打ち合わせをしてもらいたいんです。近隣の方はその鍵を持つなり、それとも例えばダイヤルキーにして1個ずつの何キーというんですか鍵ではなくダイヤルにして近所の人たちが分かるような近所の人が開められるような体制をしていくべきだと思うんです。その点、いかがですか。言っている意味、分からないですか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほどの答えと一緒になんですけれども、まずこちらのほうではアクションを起こしております。それと同時に私、漁協さんのほうにも足を運ばせていただきました。漁協さんのほうと話しした段階では、漁協のほうでも鍵は持っているということでございますので、漁協さんに問い合わせれば職員が行くことになるんですけども、ただ津波の問題ですので、それも危険ということで、私はそれはやめてくださいということをお願いしてまいりました。ですので、鍵の所在をもっと増やすという方向で今後調整していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 3番目、公園駐車場の有料化のほうに移させていただきます。人間であっても機械であっても今は夏場の観光協会さんが地区の婦人会さんがやっているか分かりませんけれどもその有料化、今回コロナの絡みでオープンというかそういう形でやっていますけれども、代々崎はたしか12台ぐらいしかないんです。あそこ狭いので大体釣り人がメインで、

あとは道路に止めておく。あれは本当に邪魔というときありますけれども、あと表浜に関しては入り口2カ所で78台です。奥のほうに行くときたまにおしめが落ちているという形で、入り口にカメラなり何なりをつけるというあれは計画とか金がかかりますけれども、この間植栽の支える木ありますよね。正式な名前分らないですけれども、あれが外されていたんです。故意で悪意で外したと思うんです。一応ちょうど鉄のハンマー持っていたので直しましたけれども、奥のほうだと見えないのでいたずらとかそういう悪意でやるというかの多いと思うんです。できれば駐車場の入り口に町のほうで多分防犯カメラというか監視カメラ、まだ余っているのと思うので1個か2個はつけておいたほうがいいとは思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 公園の安全管理、確かに今年はいたずらもかなり、トイレのいたずらもかなり多かった次第でした。そういったこともありますので、防犯に関してカメラもあるんですけれども、何がまずいのか検討しながら安全対策を考えたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 検討するは言葉はいいんですけれども、町からの検討の返事が遅すぎるんです。民間であれば何日ぐらいといつ返事出すというのはありますけれども、役場とか聞くと検討中、まだ返事が来ません、それが多すぎるんです。町にすぐやる課みたいの作ることできないんですか。検討中検討中ではなく、今回は多分早めの検討と結果を出してくれると思うんですけれども、その点、いかがですか。再度しつこいようなんですけれどもお尋ねします。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 関係のある課と協議させていただいて、できることがあるか考えていと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 駐車場に関して最後なんですけれども、これには載っていないんですけれども、人を思いやる七ヶ浜なんです。長須賀の駐車場の車の幅というか駐車場の線、普通ユーと書いています。あれの幅は分かりますか。あれはあの駐車場は小型車用の専門の駐車場なんです。小豆浜と比べると半分以下の広さなんです。ドア開けられますか。ワンボックスが2台並んだらどのようなあれで設計で作ったのか。それは政策のほうですか。財政のほうですか。それをお尋ねしたいんです。

○議長（岡崎正憲君） 答えますか。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 駐車場の幅なんですけれども、センターで2.5メートルほど取っていると私は認識はしていたんですけれども、議員さんがおっしゃる意味では幅が狭いということなんです。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、長須賀の広場の中にある駐車場の1台の幅が狭いというんですか。

○8番（遠藤喜二君） 言い方が悪かったです。駐車場と駐車場の間にダブル線、要は優先とがありますよね。その幅が小豆浜の半分ぐらい、見た感じ。そうすると乗り降りは例えば2000ccクラス、3000ccクラスのワンボックスが2台並んだと片方が左ドアで片方が右ドアだったらいいですけれども、逆に止めたら開くことができません。そういうのを思いやりのある駐車場の作り方をしてそういうふうなのを作っているのかお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 幅的なものの仕様のなものです。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 1台の幅、センターは2.5メートルだと思うんです。ユウのこの幅が違うということですか。ただ、その場合は1台当たりの幅が2.5メートルなので確かにユウの部分の幅が狭くても大きくても1台止められるスペースには変わりはないかと思うんですけれども、乗り降りて幅が大きいとひどいということなんです、ひどいと。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、もう一度。

○8番（遠藤喜二君） 私の言い方悪かったです。今まで昔だと2.3メートルが幅駐車場幅だったんです。それが大体2.4になって2.5になって、一番広い公園の駐車場だと2.7メートルあるんです。2.7メートルあってさらにそのU字のあれが大体500から600あるんです。これを人に優しい駐車場というんです。ただ、七ヶ宿の駐車場は人に優しくないのではないかと。それがあったので私質問したんです。担当課さんでできる前に私3月にも多分質問したような気するんだ、駐車場の幅が狭いのではないかと何かと。それを再確認してもらいたいんです。代々崎もちゃんとある程度広く、あそこは12台しかないのでスペース的にはとっていますけれども、とにかく長須賀は狭いです。皆さん1台ずつみな並んでけんかしてください。なります、そう。ただ、それ再確認してください。私の質問、以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（岡崎正憲君） 今の件は確認してください。終わりですね。

ここで暫時休憩いたします。3時30分の再開といたします。

午後3時18分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、10番渡邊 淳議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔10番 渡邊 淳君 登壇〕

○10番（渡邊 淳君） 10番渡邊 淳です。議長の許可をもらい一般質問をいたします。

今日は2点。お断りしておきますけれども、前回同様の質問をさせていただいて、内水ハザードの関連で質問させていただいたときに治水計画のシミュレーションはやっておりますということと、水位センサーに関しては周知はしっかりやらなければならないということで返事はいただいています。この辺はダブらないようにしますが、センサーに関してはもうちょっと深くお話ししておきたいと思いますので御了承ください。まず、前段です。

まず、昨年設置した観光案内の看板ということ、それから宅建法の改正に伴う水害ハザードマップの提示義務ということです。観光案内板に関してはこれはある新聞記事のほうに栗原公園線と築館のほうに観光ルートありまして、そこが災害でふさがって町道のほうに迂回するというそういう今事故が起きていまして、その中に看板が入っています。その看板が観光ルートの中にあるんですが、見にくいということの指摘を観光の来ていらっしゃる方からあって、かつ行き止まりなもので分からないでそのまま入って通行止めでUターンする。結局、行けないで帰っていくという事象が起きているようです。ですから、分かりやすい観光案内板ということで県のほうでも何か考えるということの記事があった。それを踏まえて我が町の観光看板について、まず対象者というものが誰に今回の看板というのは置かれているのかということで、いろいろな交通手段とかいろいろな目線の高さがありますけれども、どんなふうに認識していただくのが想定されて設置されているのかというのを伺うものです。

それから、県の看板もそうなんですが極めて小さいのではないかとというのがありまして、ユニバーサルデザインということで町長のほうからは前回もありましたが、看板の大きさ、色、高さとかそういったサイズのところなんです、これは恐らく基準があったのでしょうか。どんな基準の基にそういったものが、当然視認性は確保されてやられているんだろうと思いますが、その辺の基準みたいなものが恐らくよりどころになって設置していると思います。それから外国語の表示もあるので、その辺はどういうふうな根拠に基づいてやっているのか。

それから③のほうに全部が舗装ではないので草木が生い茂るような格好になっていまして、菖蒲田はなぜかきれいに周りを刈られておりました。ほかにも恐らくきれいに刈ってあるところがあると思いますが、これはそんなに毎回やっているのかどうか分かりませんが、管理はどのようにしていくのか。それから県の予算でこれは実施したと説明されていたと思います。予算

に対しての支出というものがどれだけあったのか。その辺は伺いたい。これは聞くところによると入札差金だということがありますが、そこでもう少し伺いたいところがございます。それから看板の効果検証、これはどのようにしていくのかということで5点。

それから次は宅建法の話なのですが、これは宅建業法の改正に伴って不動産取引においてハザードマップ提示ということが義務化ということでされました。その中で、前はシミュレーションもやるということだったのでいいんですが、今年の4月、流域治水の関連法がまた変わりました、その辺で我が町としてはどうなのかということで、1つは前回水位の監視というものを、監視をして水位が上がった時点で皆さんに、住民の方にお知らせするという事をお答えしていただいたつもりです。これはたまたま土地の水災害リスク情報の空白地域を解消するというのが今回の新規事項の中に盛り込まれておりまして、うちとしてはどうなのかと思って見ていましたが、高潮と雨に関してなんです、下水の機械がだんだん優秀になってきて水取地下水道というセンサーがあるようです。この新規事業に関しては国交省のほうで定められているので、そういう下水道上に我が町が乗っているならば、これは前提ですけれども、こういうのも考えられるのかと。下水というのは汚水だけではないというので認識していただければ。それから高潮に関してなんです、これは気仙沼などは随分今回の災害から前に東北大の防災研と水位観測システムというのをアクセスさせていまして、今回の津波にも役に立ったのかどうかちょっと分からないんですが、常時の観測システムではあそこが宮城県では早いやり方だったんですが、似たようなものというのはちょっとあれなんですけれども、こういう水位周知海岸というものが指定できるような新規事業でございまして、こういったものに対しての取組というのを今後どう考えるのかというのを伺うものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、昨年設置した観光案内看板について、第2問、宅地建物取引業法の改正に伴う水害ハザードマップの提示の義務化について回答いただきます。

寺澤 薫町長、登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは10番渡邊 淳議員の1問目の御質問、昨年設置した観光案内看板についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、徒歩、自転車、オートバイ、自家用車、バス等、当町に伺う方には様々な交通手段が想定されるが、当看板はどんな交通手段で来町された方に認識していただくことを想定し、設置位置を選定されたのかについてお答えをさせていただきます。当該事業、東京オ

リンピック・パラリンピックを契機としたインバウンド誘客対策としてＪＲ本塩釜駅及び多賀城駅を利用し、町民バスぐるりんこ、タクシー、自転車等で来町される方々を対象に、その後、徒歩で巡られる方々を含め町内観光スポットへ誘導することを想定したものでございます。

次、２点目の御質問、看板の大きさ、色、高さ、文字の大きさなど看板の規格はどのような根拠に基づいているのかについてお答えをさせていただきます。まず、看板については説明看板と誘導用看板を各１０基、計２０基を設置しております。設置に当たっての基本的な考え方としては、各施設を巡りながら立ち止まって見ることを前提として周囲に邪魔にならない大きさで、高さは目線の高さ程度を意識し、七ヶ浜の海をイメージした色合いとしているということでございます。

次に３点目の御質問、看板周辺の草木が成長し看板の視認性に支障が出てくる可能性があるが、周辺の草木の管理はどのように考えているのかについてお答えをさせていただきます。観光シーズン等を考慮した上で、支障が出るような箇所については年二、三回程度の除草等を職員自前で行うことを検討しております。

次に４点目の御質問、県からの予算で実施していると思うが、県からの予算に対する支出は幾らだったのかについてお答えをさせていただきます。支出額が１,０２９万３,８００円で、その財源内訳については国庫補助金が１０分の８補助、８２３万５,０００円が国庫補助でございます。残り１０分の２については震災復興特別交付税充当となります。

次に５点目の御質問、看板設置の効果に対する検証をどのように行うのかについてお答えをさせていただきます。検証については観光客の入り込み人数が検証方法の１つになろうかと思えます。１点目での回答のとおり、当該事業は東京オリンピック・パラリンピックを契機としたインバウンド誘客対策事業であります。このコロナ禍で入り込み人数の増は望めないと考えておりますが、町内を巡るサインの１つとしての役割も含めて捉えているところでございます。

次に２問目の御質問、宅地建物取引業法の改正に伴う水害ハザードマップの提示の義務化についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の要旨、昨年の宅地建物取引業法の改正に伴い不動産取引時に置いて洪水、雨水出水、高潮等の水害ハザードマップの提示が義務化されたが、我が町の対応はどのようなになっているのかについてであります。令和２年８月に宅地建物取引業法が改正され宅地建物取引業者は宅地または建物の購入者等に行う重要事項説明の対象項目として水防法の規定に基づき作成された洪水、雨水出水、高潮それぞれのハザードマップにおける対象物件の所在地を示す

ことになっております。宅地建物取引業法が改正されて以降、町に月三、四件洪水ハザードマップについての問い合わせがございます。その問い合わせには水防法に基づくハザードマップはありませんが、土砂災害警戒区域等を含めた津波ハザードマップについては作成しておりますと回答し、事業者に判断していただいているところでございます。

以上、渡邊 淳議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 1番ですが、これはインバウンドで一応目線、歩行者にとってよろしいですね。目線のところということでございます。自転車、オートバイ、徒歩、自動車は若干下がってバスが上ということなんですが、高さ的にいろいろ視認性が悪いのではないかという指摘がありますが、これについては地域住民か観光客からのいろいろな問題点とか指摘というのは町のほうには入っていないのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 特段御指摘という話はまだ伺ってはいないんですが、ある住民さんからは確かに車からでは走りながらでは見えづらいですよというふうな御指摘などは受けております。ただ、目的としましては町長回答のとおり、基本的にこちらに観光スポットを巡りながらそこに立ち止まって見るというのが前提になりますので、当然ながら車からは見づらいというふうなことの指摘等はあるのは事実でございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 想定内の話でやっていますというふうにとってよろしいですね。それでは、1番は結構でございます。

2番目なんですが、先ほど看板の私サイズとかそういったものをお聞きしたかったんですが、これの根拠というものになる字の大きさとかそういったもの、先ほど視認性というか見にくいという話もありますが、何か基準みたいなものというのはございましたのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 基準というのは特にございませんが、看板の大きさ、これについては既成の規格品の品物を参考として設計いたしました経緯がございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） これは先ほど町長の話聞くと地区単位のローカル色、ふさわしい色とかそういったデザイン上で青だったり茶色だったりいろいろ考えてやっていますということなんですが、これは地元とかいろいろな方の御意見を伺った上での決め方だったのか、伺うもので

ございます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 地元住民さんからの御意見等は聴取はしていませんが、デザインについては当時の担当職員と役場産業課内の職員と、それから町内事業者の方の助言をいただきながら進めた経緯がございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 事業者というのは委託業者のこととってよろしいんですか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） ではなく、あくまでも設計、デザイン等に至るまでの助言をいただくということの、委託ではなくあくまでも任意の形で御協力いただいたということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） そうすると、地元で事業を営んでいる方で任意の方というような判断でよろしいですね、この考え方は。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） そのとおりでございます。（「であれば、地元の方の事業者は重々理解した上での色の決定ということであれば、2番も結構でございます。それからあと、管理のほうは先ほど年に3回ぐらいの職員の方で実施するということなので、頑張ってもらおうような形になります。でも、本当にそれでいいのかというのもありますので、これは職員の方に当面やっていただくような格好ですね。あと、4番に入らせていただきますが、1,000万円相当の額の予算で幾ら使われたか分かりませんが、これは字数とか字の大きさとか看板の大きさと数字が変わると思うんですが、これはそういうふうな見積もり内容ということはないんですが、どのような決定の仕方でこれ業者の仕様内容を決めていったのか伺うものでございます」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 仕様内容といいますか、まずもって事業当たるに当たってあの板面の大きさでいいですというような考えの下からスタートしたわけなんですけど、決定に当たっては要は事業費については先ほど町長から説明あったように誘導看板と、それから現場の看板合わせて合計おのおの10基、20基ということで、そもそもそのサイズでいいですというようなことで事業内容なり規模で勘案した結果、それぐらいの金額で落ち着いたというようなことにな

ります。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 数を少なくしても視認性をとるべきではなかったのかとか、そういった議論というのはなかったのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） この事業そのものが基本的に広域的な事業によって行うものというのが前提になってくるので、まず起点が先ほど町長説明あったように塩釜駅とそれから多賀城駅というところを広域的な面からということが補助事業の基本的な考えになるので、そこを起点といたしまして最終的に町の交流センター、駅から町内観光スポットを散策しながら最終的に交流センターのほうに誘導するということを目的にしているので、そういった数的なことからすると現在の場所のほうに落ち着かせて、最終目的地へ誘導したほうが良いという考えの下で設置しております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） ちょっと不思議なのは、外国語がいろいろあって、あるところとないところと統一されていないのではないかとということもあって、そういう考え方で誘導が果たしてできるのか。今首かしげているようですから後で現場確認していただいて、是正というものが考えられるかどうか分かりませんが、これはおのおの担当の方が確認していただいてこんな看板の作り方があるんだということの後ほど結構ですから説明していただければと思います。今現場のほうに行って何がどうこうという話ではないもので、もしそれが可能なら訂正するような形もありかなと。その辺は担当課長としてはどうなのでしょう。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 外国語は少ないというのは今、多言語設置する前の既存のサインのことをおっしゃっているんですか。（「いや、今新しく作ったもの」の声あり）

足りないというのは、今現在設置した看板については当然ながら日本語、英語、それから中国語、韓国語の4か国語ということになっているんですけども、それで足りないという。

（「現場によって中国語と韓国語があって、英語は全部あるので中国語か韓国語どちらかをとってやっているのだからそういった統一性です」の声あり）

私もちょっと不思議には思ったんですが、基本4か国語は入っているんですが、表示されているのは見ると3か国語しかないよねというようなところはあるんですが、それについては抜け落ちているという形になっているのは中国語なんです。中国の方は日本語表示で文字体で理

解できるという前提で中国語だけが外しているというのはあります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） いずれ、そんなわけないと思うんだけど、分かりました、それは。ですが、現場で確認してもし是正の余地があるならば、それはいずれにしてもどちらにしても失礼な話かな、客を招くのにはそういう姿勢であっていいのかという話はいずれ問われると思うので、何かやったほうがいいのではないかと思います。それともう1つ、QRコードはついていましたか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 誘導看板のほうには誘導だけなのでついていないんですけれども、観光案内板のほうには10か所にはついております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 誘導にもあってもいいのかな。どんなところに行くか分からないし、言葉が、例えば見えなくても少なくともQRが分かれば子供だって行けるのではないかな。いつでしたか、外人さん連れて秋保のほうに行ってみたことがあります、自動販売機で彼らが外国人の方が買うのはQRコードのチェックで携帯電話で物を買っていました。そういったぐらいにもう随分昔の話なんです、そういったものはまねてどんどん導入して1,000万円をフルに使うべきではなかったのかと思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） そもそも町の位置にもよるんでしょうけれども、七ヶ浜を訪ねてこられる外国人さんというのは、基本的にはふらっと立ち寄るというタイプよりも何か目的があって必ず来るというふうな外国人さんのほうが多いかと思います。へ理屈になってしまうんですが、そういったこともあって誘導看板のほうには行き先だけをやりまして、看板のほうにはQRコード、目的地があって必ずそちらのほうに行くための誘導なのでそこはQRコードはつけなかったということがあるかと思います点と、それから増額する気はなかったのかということなんですが、基本的に補助事業というのはある意味国なり県とのお互いの信頼関係の上に成り立っている一種の契約行為だと思うんです、私は。そうしますと、その事業計画案は県と協議のうえ、そもそもその事業内容、規模なりで合意して採択されたわけなので、そうしたことからすると入札差金が生じたからといって内容を変更し、増額すべきではないと私は思います。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 検証等については、4番までは結構でございます。5番も検証するとい

うことで、インバウンド、今余り来ていないので検証方法もなかなか難しいかなと思っているんですけども、いずれ県のそういう栗駒の話をすれば現場を見て1か所か2か所ぐらいの看板を見直すということで県のほうは言っているようなので、うち20か所全部やるといったら大変なことなんですけれども、いずれ見直す時期というののもあっていいのかな、やれる範囲でということだと思いますが、その考え方は今後御検討できますでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 今設置している看板そのものが耐用年数としては大体10年を越していることになっているので、その時期もひっくるめてもともとサイズが小さいものなのでできるかできないかは今後の課題とさせていただきたいと思います。（「5番まで、結構でございます。次に建宅法のものに関しては年に二、三件そういうふうな問い合わせが来るということで津波ハザードのほう出しているんですけども、もう1回この流域治水の中で先だっても町長御理解していただいたと思うんですが、内水の貯留施設、あれも今回のものの中に新規で入っておりますので、そういったものも絡めてこの間は水道課の所長がやりますというようなシミュレーションの話をしたと思いますが、そろそろ時期的な話というのはどうなのかということで質問させていただきます」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 内水シミュレーションの話ですよ。3月の質問のときに当然やっていきますという話をさせていただきました。今、まずは浸水シミュレーションとしてどのぐらいお金がかかるのかまず知りたいので、今業者さんに見積もりは依頼しているところです。まだ出てこないのですがどのぐらい金額がかかるか分かりませんが、その金額を見てその後の判断させていただくということで考えております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 恐らくちょっと高い数字になるのではないかと思います。おのあの業者には考え方がありまして、特徴もありますし、一番うちに合ったような提案みたいなものでぜひプロポーザルとは言いませんけれども簡易的なプロポーザルみたいなもので話を進めていかないととんでもないことになりかねないので、難しいシミュレーションですよ、きっと。ですから、地形などの細部も取らなければならないので大分苦勞するような格好になると思いますが、我が町の対応はそういうふうな格好で見積もりを今待っているということであれば、あとは選定するときに指名委員会というものがありますのでこちら口出しするものではございませんので、ただ、ここで言いたいのはシミュレーションのほうはやるということで進めてい

っしゃるんでしょうけれども、先ほどのセンサーの部分です。そういったものを少し考えて、補助というかそういう事業の内容に入っている今回の流域治水のほうなのでぜひ検討できないかどうか、再度確認したいと思いますけどどうでしょう。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 今の国交省の事業の関係だと思いますけれども、その辺は本町も該当するかどうかも含めて情報収集してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） ただ、下水路の指定をしなければならないはずなので、うちはやっていないので、その辺も踏まえて恐らく時間のかかる事業だと思いますが、そういう覚悟で水道課長はおっしゃっているのか確認したいんですが、どうですか。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 当然覚悟はありますけれども、100%私がいる間にできるとはなかなか言えませんが、時間短い命でございますが、なるべく道筋はつけたいと思っております。（「以上です」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がございますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日6月3日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時01分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年6月2日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 3 年 6 月 3 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 6 月会議会議録
(第 2 日目)

令和3年七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録第2号

令和3年6月3日（木曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君

長 寿 社 会 課 長
防 災 対 策 室 長
会 計 管 理 者
教 育 長
教 育 総 務 課 長
生 涯 学 習 課 長

遠 藤 裕 一 君
石 井 直 紀 君
内 海 栄 広
武 田 光 彦 君
佐 藤 浩 明 君
小 野 賢 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
同 書 記

飯 野 直 樹 君
船 木 潮 君

議事日程 第2号

令和3年6月3日（木曜日） 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会議日程の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第41号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会
条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第42号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）

日程第 6 報告第 3号 令和2年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に
ついて

日程第 7 報告第 4号 令和2年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告に
ついて

日程第 8 議員提出議案第 5号 七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則につい
て

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第41号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会

条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 4 2 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 報告第 3 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第 4 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 7 議員提出議案第 5 号 七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

これより令和3年七ヶ浜町議会定例会6月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において8番遠藤喜二議員、10番渡邊 淳議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、これより昨日に続き一般質問を行います。

12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡でございます。

3点について質問いたします。時間に限りがありますので、一般質問の通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、第1点目は、区長会の役割を明確にすることを求めるものであります。これについては、前回にも質問させていただきました。今後も質問する機会があるかと思いますので、今回は基本的な質問を改めてさせていただきます。4点です。

1つは、3月会議の一般質問で地方自治法第138条の4第3項の規定に照らし、現在も区長に広報紙等の配布を依頼しているのは問題ではないかに対し、総務課長は町行政との関係の在り方は何か配付も含め検証したいと答えておりました。この間、どのような検証・検討を行ったのか伺うものであります。

2つに、同じく一般質問で県が負担している県広報配布事務費約38万5,000円の歳出先について、これについても総務課長は区長報酬の一部に充てていると答えておりました。区長が対象地域の世帯に直接広報紙を配布しているのか伺うものであります。

3点目。同じく、一般質問で年額区長が公掌する「世帯数に900円を乗じて」を加えた理由

について総務課長は、町とのパイプ役で区長の受け持つ世帯と答えましたが、受け持つ世帯との地方自治法第138条の4第3項の規定から、年間どのような事業を定めているのか改めて伺うものであります。

4点目。七ヶ浜町ごみ集積所の指定及び維持管理に関する要綱において、ごみ集積所の維持管理に区長と定めておりますが、地方自治法第138条4第3項の規定から照らして問題があるのではないかについて答弁を求めたいと思います。

第2の質問は、住居を必要とする困窮する住民に町営住宅の提供を、速やかに提供することを求めるについて質問させていただきます。

1つは、公営住宅法及び公営住宅法施行令では、入居者資格として年齢の制限を定めておりません。本町の町営住宅条例第6条第2項の(2)で、入居者が60歳以上の者と定めておりますが、年齢制限と年齢60歳以上と定めた理由について説明を求めるものであります。

2つ目は、12月会議の一般質問で10戸ほどの空き戸があるという説明がありました。震災で被災された方が本町に戻る可能性や、緊急時の対応も含め確保しているとの当局の答弁でありました。住宅被災され、いまだ本町に戻っていない及び希望している世帯数は何件なのか、把握しているのか説明を求めたいと思います。さらに、令和元年度から直近まで入居された被災された方の月別世帯数を求めるものであります。また、緊急時の対応として、どの町営住宅にそれぞれ1LDから3LDKまでありますが、それぞれの住宅に何戸確保しているのか説明を求めます。

3、退去後の次期入居募集までの期間の定めを設けていないという答弁がありましたが、入居を求める住民に応えるために次期入居募集までの周期を定める考えはないか、考えを伺いたいと思います。

4つ目に、駐車場使用料月額2,000円と定めた歳出内訳について説明を求めるものであります。

第3の質問は、宮城県が進める「みやぎ型管理運営方式」で安全・安心な水は守れるのか、当局の考えについて伺うものであります。

1つは、去る5月5日付河北新報での報道記事、契約期間20年間のコスト削減は287億円で、県の要求水準(197億円)を大きく上回ると報じられておりました。県が示したこの20年間の総事業費とコスト削減額287億円の事業内容と係る削減は町に示されているのか説明を求めるものであります。

2つに、コスト削減額287億円の還元・用途はどのように振り分けられるのか説明を求める

ものであります。

3つに、塩釜地区水道事業広域連携勉強会が県の指導で設置され、水道事業広域連携シミュレーションに基づく広域化実現までのロードマップ（案）を作成していると報じられておりますが、ロードマップ内容について説明を求めるものであります。

4つに、実施契約書について116か所が改訂さえたと報じられております。以下の条文について簡単明瞭な説明を求めるものであります。第24条、第59条、第61条、第105条、第109条についてであります。

5つに、県に対し県民への住民な周知がされていない状況であることから、6月県議会への上程は拙速であり、取り下げを求める考えはないか当局の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、区長会の役割を明確に、第2問、住居を必要とする困窮する住民に町営住宅の提供を、第3問、県の「みやぎ型管理運営方式」で安全・安心な水は守れるのかについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。それでは、12番歌川 渡議員の1問目の御質問、区長の役割を明確に、についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問について、現在、区長の広報紙等の配布を含めた町行政との関係の在り方について検討をしているところでございます。区長さんについては、3月会議でも説明をいたしましたが、古くから本町のまちづくりに多大なる貢献をいただいているところでございます。特に、震災後はコミュニティーの再生等に御尽力を賜っているところでございます。

さて、平成29年に地方自治法が改正されたことにより、特別職の要件が厳しくなりましたが、令和元年に制定した区長会条例では本町の歴史、区長の役割の重要性を鑑み、従来の区長の業務を継承した形を主体として考え定めた経緯があります。

自治法第138条の4第3項の規定に照らしますと、この規定は執行機関の附属機関の規定でございますので、議員おっしゃるとおり広報紙等の配布については区長会の業務に当たらず、今後どのような方法で配付するのが望ましいのか効果的な方法を検討しているところでございます。

区長会の業務を検証する中で、附属機関かつ区長さんが町と地域住民との関係において、十分に活躍いただくためにどうあるべきか、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問。県広報紙配布事務費を区長報酬の一部に充てていることについて、区長が対象地域の世帯に直接配布しているかどうかにつきましては、区長が町から配布された

広報紙等について多くの地区が町内会や隣組等を介して配布しており、区長さん自らが各世帯に直接配布しているケースは少ないかと思われます。

次に、3点目の御質問。年額区長が公掌する世帯数に900円を乗じてを加えた理由について総務課長が答えた受け持ち世帯については、区長の業務として地域の課題は対象世帯数が多いほど課題も多く多岐にわたると思われます。その業務の量・質については一概にはかることができないため、基準として区長が公掌する世帯数と定め、報酬として900円を乗じた額等としているものであります。通告書に90円とあるのは、これ900円ということによろしいんですね。（「ええ」の声あり）受け持つ世帯と地方自治法第138条の4第3項の規定から、年間どのような事業を定めているのかにつきましては、事業ではありませんが、区長会議を年3回程度開催しております。区長会議につきましては、今後は例えば、コミュニティーの活性化など町や地域が抱える課題について、町から区長会に意見を求め区長会として調査し、回答や提言をいただくなど附属機関としての役割を明確にしていきたいと考えております。

次に、4点目の御質問。ごみ集積所の維持管理に区長と定めていることについて、本町の区長は町の特別職であると同時に自治会組織である地区の代表者という面も併せ持っております。ごみ集積所の維持管理は地区にお願いしていることから、本要綱では地区の代表としての区長と定めているものであります。この4点目の質問についても検証するなど整理してまいりたいと考えております。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

次に、2問目の御質問。住居を必要とする困窮する住民に町営住宅の提供をについてお答えさせていただきます。

1点目の御質問。公営住宅法及び公営住宅法施行令では、入居者資格として年齢制限を定めていませんが、本町の町営住宅条例第6条第2項（2）で、入居者が60歳以上の者と定めています。年齢制限と60歳以上と定めた理由について説明をしてくださいについて、お答えをさせていただきます。これ、すみません。質問のやつ、町営住宅条例第6条第2項第2号ですね。失礼いたしました。御質問の年齢制限につきましては、特に居住の安定を図る必要があるものを対象とするため、条例で定めております。60歳以上の者としている理由については、平成18年の公営住宅法施行令の一部を改正する政令で50歳から60歳に引上げされ、宮城県及び近隣市町の動向を踏まえながら60歳以上の者と定め、以降を引き続き適用しているところであります。

次に、2点目の御質問。12月会議の一般質問で10戸ほどの空き戸の状況について、震災で被災された方が本町に戻る可能性や、緊急時の対応も含め確保していると答弁していますが、住

宅被災され、いまだ本町に戻っていない及び希望している世帯数は何件ですか、さらに、令和元年度から直近まで入居された月別世帯件数を説明してください、また、緊急時の対応として、どの町営住宅に1LDKから3LDKを何戸確保しているんですかについてお答をさせていただきます。

住宅被災があり、本町に戻っていない世帯についてであります、復興推進化にて住宅再建未完了世帯を対象に行ってきた追跡調査では、県外で暮らしている子供や兄弟、姉妹のところにおり、いまだに避難中で再建を考えられないと回答された方が複数世帯確認されております。中には、これから町営住宅に入れるのかなどのお問合せもあったという報告もされております。

次に、令和元年度から直近まで入居された月別世帯件数につきましては、令和元年7月に4世帯、令和元年8月に2世帯、令和2年1月に3世帯、令和3年4月に3世帯で、計12世帯となっております。

次に、空き住戸を確保している戸数ですが、1LDKが3戸、2LDKが1戸、3LDKが1戸の計5戸を緊急時での対応も含め確保しております。また、地区別については決めてはおりません。

次に、3点目の御質問。退去後の次期入居募集までの期間の定めを設けていませんが、入居を求める住民に応えるために次期入居募集までの周知を定める考えはありませんかについてお答をさせていただきます。

現在の募集状況につきましては、空き住戸の状況、部屋の状態、修繕対応の必要性等により準備が整い次第募集している状況にあり、期間を定める考えはありません。また、募集された方が抽選により補欠当選となった場合に、同じ間取りでほかの地区に申込みがなかった場合に、補欠当選者の意向により希望があれば他地区を申し込んでいただくなどの入居に向けた調整を行っております。

次に、4点目の御質問。駐車場使用料を2,000円と定めた算出内訳について説明してくださいについてお答えいたします。

本町における駐車場使用料は、設定当時、宮城県や近隣市町の公営住宅駐車料使用料を参考とし、1台につき1月当たり2,000円としておりました。駐車場使用料の設定に当たっては、震災後5地区に整備した町営住宅には東日本大震災で被災された方々が入居されること、低所得者や高齢者の占める割合が高いという特性を踏まえ、整備戸数や施設規模が異なる5地区ではありますが、入居者の公平性を勘案して駐車場使用料を一律1台につき1月当たり2,000円としております。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に、3問目の御質問。県のみやぎ型管理運営方式で安心・安全な水は守れるのかにお答えをさせていただきます。なお、3点目については、みやぎ型管理運営方式との直接的な関連はありませんので、最後に回答をさせていただきます。

初めに、1点目の御質問。県が示した20年間の総事業費とコスト削減額287億円の事業内容と削減額は町に示されているのかについてお答えをさせていただきます。

上水道2事業、工業用水道3事業、流域下水道4事業の合計9事業で運営権者分の総事業費は1,563億円。コスト削減額は287億円とされており、削減額のうち本町に関連する仙南・仙塩広域水道事業部が87億円、仙塩流域下水道事業分が33億円を示されております。

次に、2点目の御質問。コスト削減額287億円の還元・用途はどのように振り分けられるのかについてお答えいたします。

県の担当部局からは今回のコスト削減額については、どの程度を料金抑制に活用し、どの程度を将来の更新に留保するか、関係市町村と意見交換を行っていくとの説明を受けております。

次に、4点目の御質問。実施契約書の内容についてお答えいたします。

県が公開している資料によると、第24条は運営権者が任意事業を実施する場合に関する規定。第59条については、運営権者の責によらない不可抗力に起因する損害に関する規定。第61条については、反対運動等に伴い増加した費用の負担に関する規定。第105条については、知的財産権の取扱いに関する規定。第109条については、運営権者の情報公開に関する規定となっております。

次に、5点目の御質問。県に対し6月議会への上程の取り下げを求める考えはないかについてお答えいたします。

町として議案上程の取り下げを求める立場にはありませんが、県議会における審議を注視をしてみたいと考えております。なお、県に対しては今後とも水質管理の徹底と適切な情報公開を要望してみたいと考えております。

最後に、3点目の御質問。広域化実現までのロードマップについてお答えいたします。

広域連携については、みやぎ型管理運営方式と同じく、水道法の改正に伴い水道の基盤強化のための広域連携の推進の項目が盛り込まれたことにより、県が協議会を設置したものでございます。現在、塩釜地区の事業体により勉強会が開催されておりますが、具体的なロードマップの作成には至っておりません。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問をさせていただきます。

まず、第1点目からです。区長の役割について。町長が説明されました、傍聴者の方も分かるように、ちょっと見えないんですけども第138条4項の3に、地方公共団体は法律または条例の定めるところにより執行機関の附属機関としての自治紛争処理委員、審議審査会、審議会、調査会、その他、要するにその他の調停、審査、諮問、捜査のために、機関を置くことができるということですね。要するに、諮問機関だということでもあります。これ改めて確認させていただきました。

そして、伺うのは検討しているところだということでもあります。1点目です。配布問題。これについては、配布と行為については矛盾するということですので、いつまで検討するのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 制度的なものとか、予算的なものが加わるというか、関わるものについては来年4月を予定してございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目については、頑張っていたきたいというふうに思います。

2点目です。2点目の再質問は広報紙の問題であります。

先ほどの答弁では、町内会や隣組を介して配布しているということでありました。そうすると、実際に配布しているのは、その町内会にぼんと渡すのか、あとはその隣組の班長だか組長みたいな人にポスティングして何軒か渡すのか、どういう仕組みになっているのか。把握しているのか求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それにつきましては、今月に区長会がございます。コロナで遅くなっております、今年度初めての区長会がございますので、その中でアンケート調査をさせていただきますというふうに考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今、町長が言われている対応に、その隣組または各町内の班長と配布をお願いしているんですね。1つは、先日こういうものがありました。組長の皆様へ、日本赤十字社七ヶ浜町分区（七ヶ浜町長寿社会課）電話022-357-7448、赤十字活動資金の領収証の取扱いについてということがありました。これは私の家に入っているんです。ああ、これすみませ

ん。手元に。私今年度、町内会の役員になったんです、班長に。そしてこれがポスティングされておりました。赤十字活動協力金の今年度の領収証も含めて。これは、誰が私の家にポスティングしたのか当局では御存じですか。長寿福祉課なので、長寿福祉課が私の家にしたんですか、町内会でやったんですか。それとも当区長がやったんですか。答弁を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 今の部分につきましては、その地区によって募金の集め方いろいろございまして、歌川議員さんお住いの地区に関してはそういった区長さんのほうが班長さんのほうにお願いしたいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 失礼ですけれども、例えば、ちょっとこの件で若干だけ時間食っちゃいますけれども、私日本赤十字社の協力会員ではないんです。ましてや区長の諮問機関でもないんです。何で私が赤十字社の会員じゃないので、ボランティアでもないのに、何で私のところに区長が一言も言わないで置いていくんですか。問題にならないと思う区長への指導が徹底されていないんじゃないですか。総務課長。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） そういった事例も踏まえて今後検証してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて、これが私のところに県の広報紙と町の広報紙が班の部数分入っていて、これも私のポストにポスティングされているんです。私、班長の役員になって4、5、6、3か月たつんですけれども、区長と一度も話したことがありません。ぜひこれも含めて、何で私の家に勝手に広報紙を配れということをしているのか。ぜひこういう区長の在り方というのはおかしいんじゃないですかね。そう思いませんか。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） コロナであるためにそういう説明がちょっとなかったのかもしれませんが、いずれそれも含めて検証、配布の仕方というのもののどのようにやったほうがいいのかを検討してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、その900円というのが、ということで検証していただきたいと思います。時間がないので。

3点目です。900世帯の問題であります。要するに、この2点目で質問しました、実際に私が配布しているんです。なので、この900円というのが私のところに一定のお金に来るべきではないんですか。要するに、この県から来ているお金、配布のために来ているんだから、実際に配布している私に一定の金額が来なきゃいけないんじゃないですか。区長にやっているんでしょう。区長全世帯配布していないんでしょう。区長が私に一言の願いもしないで配布させられているんですよ、おかしいんじゃないですか。だったら私に、歌川 渡に配布協力金を少しやるからという話をして、ああ、そうですか、じゃあ頑張りますって普通なるんじゃないですか。どうなんですか。そういうやり方は。総務課長。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 配布につきましては、従来というんでしょうか、多くの地区で隣組長さんかなにかが書いて配布されて、その地域の仕組みの中である意味ボランティア的なものもあって配布をしていただいたかと思います。今般この見直しに当たりまして、このような時代にどういうふうな配布の方法がいいのか、どういうふうに謝礼なのかなんかそういう郵送になるのかどうか分かりませんが、今の段階では、そういった方法、あるべき姿は探っていきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最後に、私、汐見台に転居されて39年になります。区長からその900円に基づいて、この前、地域の方々の声を吸い上げて当局に報告して、当局がいろんな施策をつくるというようなお話されました。私、39年間区長に、前区長も含めて一度も行政や地域に関わる意見要望なんていうのを求められたこと1回もありません。それで今回配布しているのに。全然区長のその900円という位置づけが実際なしていないんじゃないですか。そういうところも含めて見直しをするということで理解していいのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） はい、そのとおりでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 4点目であります。要するに、管理者が区長でいいのか。この冒頭に言った、この調停、審査、諮問、調査のための機関であるので、町の地区の管理機関ではないんです。そういうことも含めて見直しする考えはないか求めたいと思います。この要綱についても。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 先ほど町長の答弁にもあったかと思いますが、これについても検証、見直しというか、検討してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） まとめてですね、要するに汐見台以外の行政区と言われる地域組織で、区長が代表になっている、区長会のそのものの在り方も地域の代表だということでありましてけれども、それは組織の代表じゃなくて意見を集約する代表であって、そういうところでのこういう問題があるので、そういうことも含めて問題があるので、そういう区長、町内地区の区長の組織の在り方なんかも見直ししていく考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 役場に関わる、委嘱している範囲でございますけれども、そちらの制度的なものの見直しは必要かと思いますが、あくまで地区の中の自治会としてまでは介入はできないものというふうには考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど、諮問とか調査とかやってはいますけれども、この間3回ほどやったということですが、令和2年7月2日と令和3年2月8日の議題が、要するに諮問審査ではなくて、行政事業の報告ですよ。平成2年度予算編成における主な事業について、新型コロナウイルス感染症地方創生交付金等の活用について、町内連携推進事業の実施について、要介護支援者名簿について、赤十字運動について。今年については、東京2020オリンピック聖火リレーについて、特別名勝松島景観に関する協力について、今年の東日本大震災七ヶ浜追悼式について。こういうものが調査になるのかどうか。そういうことも含めて、区長会の本来の役割に限定して、設定して、業務を遂行するということを求めて次の質問に移りたいと思います。

2点目。町営住宅の問題になります。

まず、年齢制限であります。まず、私がこの町営住宅の年齢制限の根拠、条文について情報開示しました。そうしたら、こういう回答がありました。情報請求に係る公文書が存在しないため。要するに、住宅法または施行令ではない、省令なんかでは例として書かれて50歳以上とかということがあったりして、そこを参考にしているのかと思います。そういう意味で、ぜひ法的にない改めて、そういう制御をすること自体が住民の困窮する所得者に対して住宅を安価に提供する趣旨から見て、年齢制限を設ける必要があるのかどうか。それを改めて伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 一般的に、社会高齢者の配慮、そういったこともありまして、特に住居の安全の確保がどうしても高齢者は必要な方々として扱うことが適切と町は考えておりますので、高齢者の配慮のために60歳というのを定めております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 安全確保、60歳未満の人を入れると安全確保ができないということなのかどうか。そこで、まず伺います。要するに、町の住宅条例の第3条の設置、これ住宅に困窮する低額所得者として位置づけているんですね。60歳以上。じゃあ、逆に言うと、60歳未満の方は住宅に困窮していない、それなりの所得を持っているということで理解していいのかわかるか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 安定確保の間違いでした。すみません。安全確保ではありませんでした。その一般的に高齢者と若い方を比べた場合、どうしても高齢者のほうが収入を得る手段とか、そういった部分で困窮になりやすいということもありまして、高齢者配慮のために60歳ということの考えであります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私ですね、以前、入居を退所、または入居を拒否された方と遭遇しております。3人ございます。

1点目は、一昨年かな、花渚浜に入居されている母子の家庭でありました。50代のお母さんと20代の娘さん。ところが、そして入居したんですよ、所得の関係も含めて。ところが娘さんが結婚のために家を出て行った。お母さんだけが残ったことによって、60歳未満なので退去を迫られたんですよ。要するに、2人で所得も低いのに、さらに独りになって所得が低いのに、あんた年齢未満だから出て行けと言われたんですよ。こういうことがあってもいいのかわかるか。

2例目。松ヶ浜の町営住宅に入居したい。塩釜の新浜の方です。兄弟が松ヶ浜の町営住宅に入居しているんです。そして50代の弟が病弱なので、心配なので近くに来て一緒に健康を見たいというか、生活をしたいということで松ヶ浜の西原に申し込みました。そうしたら、当然、県と申請書を出したら、県では年齢に達していないから拒否。要するに、所得も該当しているのに、病弱なのに、年齢が行っていないということで拒否された。こういうことがあったんです。

3点目は、今年の3月の申込みです。代ヶ崎の40代の女性です。今回の3月の地震で住宅被

害を受けました。一部損壊です。そして修繕するのに一定のお金がかかる。そして10年前の震災でも被災した。ところが今回直すのにもお金がかかる。そして独り身なので町営住宅に入りたい。そうしたら、当然拒否された。こういう所得的に対象にもなるのに、そしているのに、なぜこの条例3条に該当するのに年齢で拒否されなきゃいけないのか。だから、低額所得者、困窮者というのは60歳未満も多数いるんです。そういうところを踏まえて改正する考えないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 今の事例は伺ってはいるんですけれども、その一般的に独り暮らしの高齢者がそういった住宅を確保しようとした場合、どうしても若い方の単身に比べると、より確保する部分も困難というのがどうしても割合が高いと思われることから、どうしても年齢を制限を設けて、そういった事例はあるんでしょうけれども、一般的に比べますと若い方より高齢の方が住居を求めるのは困難だという、この考えの下、町、県も全体含めてなんですけれども60歳というような考えで定めております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、高齢者のほうが住居を求めることが困難だから、優先しているんだということですね。じゃあ、空いていれば入れるということですか。これは後で質問させていただきます。

次に移ります。2ですね。空き戸数が被災者のために確保しているのか。先ほど説明では戻っていない数が複数あるという、そして希望されている方もいるということです。これについても今年の2月の19日に情報開示で平成27年度以降の町営住宅入居における障害、被災者の年度及び月別入居者状況について求めました。そうしたら、開示請求に係る公文書が存在しないため。要するに、先ほど町長が言っていた、戻っていない数複数、あと令和元年から3年まで12件があるということをお話しされました。何で把握しているのに、私に公文書で請求して、ないってなっているのに、町長のほうでは何でこういうふうに数字が出てくるのか。それちょっと矛盾していないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに、県内、町も把握していないということなんですけれども、町内外の以前そのみなし仮設住宅だったり、そういったその家族の同居とか、そういったその親戚なんかに避難されている方が年齢が、経過年数によってその世帯が別れたり、その方が入居施設のほうに入所したり、結婚なんかで家族のもう構成が変わってしまったこともあって、

明確な把握ができないというような、そういった難しい状況にありますので、文章というかそれができないというような回答になっていると思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど、5件入居しているんでしょう。報告があったんでしょう。私にここで入居している世帯、何で報告しないの。

いいです、次に移ります。

緊急時の対応であります。ごめんなさい。さっきのは12件ですね。緊急時の対応が5件ということであります。それぞれ松ヶ浜は今現在3戸、菖蒲田3戸、花渕6戸、吉田ゼロ、代ヶ崎1。全てで13戸が空き家になっております。具体的に、この町営住宅の箇所についての定めがないということですけれども、ころころ動いているということでもいいんですか。例えば、松ヶ浜で1LDKが2戸とか、花渕で1戸とか、菖蒲田で1戸とかという定めではないんですか。その点、この5戸の定めについて具体的な箇所について改めて。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 申込みされて、先ほどその同じ間取りが空いていた場合とか、そういったことをダブった場合、こちらのほうに入らせて、スライド入居というようなこともありまして、場所を決めてしまわずに、その都度空いているような場所を5戸ほど確保しているということもありまして、地区は決めておりません。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） まともな回答じゃないので、次に移ります。

3点目。再入居の周期性をつくってほしいということであります。これが令和元年度からと今年の4月末までのそれぞれの町営住宅の空き状況であります。そしてこの一番上と一番下が赤く示されています。これが募集した月であります。その間に、約4回の募集、今町では3、6、9、12の募集月が定められております。当然、満杯になっていれば募集しません。ところが、その募集の月の前の月、それぞれ二重線でしています。それぞれ合わせると4階が空き戸数があるのにもかかわらず、約10戸以上が空いているんですよ、合わせると。こういうものを先ほど修繕も含めて改修した後に随時募集しているということですが、約2年も空いて募集しているんですね。2年も修繕かかるんですか。理由について説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 10戸の空き部分に関しては、その当時は震災、10年も前ということがありまして10戸ほど、程度の空きを確保していたということもありまして、募集の滞ってい

たような状態であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、時間がないので、これについては要するに退去して、そして次の募集の月の次の月あたり、要するに最低で3か月、多ければ6か月の期間を設ければ住宅修繕できるはずなんです。そういう体制、周期をつくって入居を求める方に、入居していただく、そして年齢若い人も含めて住宅に困窮している全ての町民を対象にした制度をつくることを求めて次の4点目、駐車場の問題であります。

要するに、2,000円ですね。これが塩釜なんかだと近隣の市町村の状況に見て参考にするということですが、そういう文言はありません。2,000円に決めたということであります。ところが、七ヶ浜のやり方としては住宅駐車場の貸出しが2つのやり方やっています。御存じかと思いますが、生涯学習センターでサッカースタジアムの駐車場、これは町の財産の交換、譲与に関する条例に基づいて計算してやっています。なので、これについては、そして近くの町道路線価格に基づいて算出しているんです。ところが、そういうやり方で町営住宅も根拠を求める低額所得者への提供なので、そういう算出で町営住宅もできないのかどうか回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに、町営住宅の駐車場使用料2,000円でありますけれども、以前の町営住宅の部分で2,000円と定めてはおったんですが、使用料の設定に関しては償却費だったり、あと維持費、あと管理事務費、あとはその地代、そういった部分と近隣の駐車場も勘案して決めることもありまして、その以前の駐車場の料金を利用していた部分ではありますけれども、近隣の県営の住宅、松ヶ浜とか、そういった部分ですと3,500円だったり、民間の駐車場も4,000円から3,000円台となっておりまして、比較しても町営住宅が決して高くはないのかなと思っております、近くの駐車場と勘案して2,000円と決めているような状況になります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、この七ヶ浜の町営住宅の算出根拠について情報開示しました。そうしたら同じく公文書が存在しない。要するに適当に近隣の、一応文書では書いていないですけれども、そういう近隣を参考にしたのかというふうに思って理解するものでありますが、要するに片方で、サッカースタジアムについても当然維持管理かかるわけですよ、ところがこれについては町の財産と交換とかということでやっています。私ね、もしこれが町営住宅と置

き換えた場合、町営住宅の台帳上の単価の問題で計算してみたら、麻屋の前の道路、路線価というのは1万3,900円、その0.04掛ける駐車場のスペース約11.25平米ですので、年間で6,255円なんですよ、年間でですよ。今実際には2万4,000円取れっていうんですよ。要するに片方ではそういうやり方で年間1万1,000円とある団体に20平米貸している。片方では11平米を2万4,000円で貸している。こういう2つの公有財産の算出貸出しをしているんですよ。こういうやり方というのは妥当なんですか。財政課長。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 駐車場の料金を定めるときにどういうふうにするかというようなことについては、歌川議員さんおっしゃるとおりでございます。それで、当時2,000円と定めたときについても、その当時の土地の評価だったり、あるいは舗装したりとか、それにかかった経費というのがありますから、それを計算したんだと思います。それで、現在2,000円というのがどうなのかというようなことで、建設課長にそういった形で計算をし直ししてみろよというふうな話をさせていただきました。その結果、五千何ぼというふうな数字が出ております。

（「月」の声あり）はい、月。ただ、何を入れているかというようなことについては、ちょっと工事費とかそういったのを恐らく歌川さんはどこまで入れたかというのがちょっと違ってくるかと思いますが、そういった部分を入れて計算したら5,000。ただ、やはり公営住宅の駐車場でございますので、近隣が2,000円、3,000円というふうな料金を定めておりますので、その中で七ヶ浜はできるだけ低いほうをとというようなことで2,000円と定めたというふうに、古い職員の担当からは伺っておりますので御理解をいただきたいというふうに思います。おっしゃるとおりでございます。今後とも駐車料金とかそういったものにつきましては、積算根拠というのははっきりとさせていきたいというふうに思っております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これについては、また改めて質問させていただきます。時間がないので。

質疑3点目。水道の問題に行きます。これももう3分しかないので、簡単に。要するに、287億円でありました。これ今から3年前の宮城県が示した金額であります。県民のメリット、約166億円から386億円のコスト削減ができるということが3年前示されました。そして今回、287万円。しかし、担当水道事業所長、これがつい最近の5月20日の資料。担当課長お持ちですよ、当然。これには286億円が削減できるという示されていまして。大体同じような金額ですね。そして、その主なコスト削減というのは本当ひどいものです。動力費、営業費、そして更新投資費。動力費が47億円です。そして更新投資、要するに設備投資ですね、あとは減

価償却を取っていない。これが347億円。そして、そういうところで減額しているんです。結局、住民に回らないんです。企業が今ある機械を壊れるまで使って、そして20年たったら県に戻す。ぼろぼろ壊れたのが県に20年後に戻されるんですよ。そういうコスト削減なんです。そして、一番ひどいのが当期利益額。当然、県がこれまでは利益額は生んでおりません、つくっておりません。当然ゼロ円。ところが20年間で92億円の利益が生まれるんです。要するに、何を言いたいかというと、最終的には更新投資もしない、純利益が20年間で92億円生み出していること、普通だったら償却資産とかそういうのにして積立てしなきゃいけないんですけども、そういうこともやらない。こういう事業体にメリットがあるのかどうか。その点を伺いたいというふうに思います。住民のメリットが。

○議長（岡崎正憲君） 水道所長。

○水道事業所長（小野誠司君） こちらの審査につきましては、宮城県のほうで外部の有識者で構成する検討委員会で詳しく見ていただいたものと理解しておりますが、287億円の削減については当然企業の利益も入った上での減額ということで理解しておりまして、動力費等の現象につきましてはそれなりのその根拠があつてなされたというふうに理解しております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということでね、もう全く設備投資しない、減価償却も取らないという事業であります。

そして、次に時間がないので。条例の契約書の中身であります。要するに、第24条については、これは市町村の水道事業を任意事業として受け入れられる、要するに、県と請け負っている事業、今の運営権者が今後もその参加している七ヶ浜とかそういうところの事業も優先的に受けられるということであります。あと、59条については水不足とか災害時のときに運営権者が損した場合はその分が県が負担するという条件であります。要するに、この条文5つについては、全て運営権者の損にしないための条約を改正しているということであります。それ間違いでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 歌川議員、大分実施契約書を読み込んでおられると思いますが、1点だけ訂正させていただきますと、任意事業の件で各市町村の事業を優先的という、優先的ということはございましたけれども、そこに頼むかどうかというのは各自治体の判断でございますので、その辺については言わせていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これ5月15日の朝日新聞であります。国の検査委員が指摘しています。

P F I 方式26事業、民間が不適切業務をやっている。民間投資で公共設備を整備する P F I 方式を採用した11府省の76事業について不適格だったと。そして最後に、全事業で P F I が従来方式よりも1.06から2.85倍高額になっている。ぜひこれについての P F I というのは妥当な事業なのか答弁を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） まず、県とのやり取りで確認していますけれども、受水団体、水を買う団体としての町と、売る団体の県として関係はこれまでも変わらないという回答を受けておりまして、そのとおりになると思います。それに基づいて、今回6月の県議会のほうに提案されますので、県民の代表が町民の代表である県議会の議員の方々がどのような結論を出すのか注視してまいりたいと思います。（「以上です、終わります」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） これにて一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時10分再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第3 議案第41号 職員の服務の宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第41号職員の服務の宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） はい。議案第41号職員の服務の宣誓に関する条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書1ページをお開きください。

提案理由は、押印の見直しにより行政手続を簡素化するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

行政手続における押印の見直しにつきましては、昨年、国の規制改革推進会議における方針

を踏まえ、総務省から見直しについての通知があったところでございます。これらを踏まえ、本町におきましても行政手続の簡素化の観点から、申請書等における押印を見直すものでございます。なお、本町の条例中、該当する条例はこの２本でございます。

それでは、条例の概要を御説明いたします。議案書２ページをお開きください。議案参考資料１ページの新旧対照表をお開きください。議案参考資料にて説明をさせていただきます。

まず、第１条関係の職員の職務の宣誓に関する条例につきましては、宣誓書の様式において署名押印するところを署名のみとするものでございます。この宣誓は、地方公務員法第31条に基づき、新たに職員となった者が任命権者である町長に宣誓するものでございます。

次に、議案参考資料２ページの新旧対照表を御覧ください。

第２条の固定資産評価審査委員会条例につきましては、地方税法第432条の規定に基づき、固定資産税の価格に不服がある納税者が町へ審査の申出をすることができることとなっており、この審査の申出に係る一連の手続について押印を見直すものです。

条例第４条第４項において、審査の申出書に審査申出人が押印しなければならない規定であるため第４項を削り、第５項を第４項に、第６項を第５項に繰り上げるものです。

次に、第７条第３項につきましては、固定資産評価審査委員及び調書を作成した書記が署名と押印をする必要がありますが、これを署名または記名押印とするものでございます。なお、記名押印とは、あらかじめ印字されている紙面に押印のみをすることでございます。

次に、４ページをお開きください。

第８条第５項については、口頭審議の際の公示書について提出者の署名と押印が必要でしたが、同項第１号の提出者の住所及び氏名、第３号の証言すべき事項を記載してもらい、提出者本人を確認するための書類の提示も求め、本人を確認できることから押印せず、掲げる事項の記載のみとするものです。

同条第８項第９条第２項及び第10条第２項についても署名または記名押印に改めるものです。

次に、議案書の２ページをお開きください。

附則の施行日につきましては、令和３年７月１日としてございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「な

し」の声あり)

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第42号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第42号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。議案書3ページになります。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億918万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億4,516万7,000円に定めようとするものであります。

第2条では、地方債の補正2件で、災害復旧費のための町債であります。

6ページを御覧ください。

第2表は、地方債の補正であります。追加するのは現年発生補助災害復旧債として、七ヶ浜中学校体育館の復旧事業の1件で、限度額60万円に、変更分として現年発生単独災害復旧債が限度額3,540万円から20万円増の3,560万円に変更する1件の合計2件であります。

これら追加する地方債は、2月にあった地震による災害復旧費の財源とするものであります。

今回補正する主なものとしましては、低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業、コミュニティ助成事業、公立学校施設災害復旧費などであります。

次に、歳入について主要な部分を説明いたします。9ページをお開きください。

15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金138万7,000円につきましては、七ヶ浜中学校体育館の災害復旧費に係る国庫負担金であり、国庫負担率は3分の2であります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,093万6,000円は、国の令和2年度3次補正分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、現時点で必要な事業の財源として計上

するもので、町独自の事業分として1,000万円。国庫補助事業の地方負担分へ充当する分として93万6,000円を計上するものであります。

2 目民生費国庫補助金のうち、1,646万3,000円につきましては、低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の財源として補助される新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金で、補助率は10分の10であります。また、子ども・子育て支援交付金、これは特例措置分となりますけれども、93万2,000円と、ちょっと飛びますけれども16款2項2目の民生費県補助金93万2,000円こちらにつきましては歳出の12ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の財源となるもので、ともに補助率は3分の1であります。

3 目衛生費国庫補助金4,098万4,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金に追加するものであります。

16款2項9目商工費県補助金1,800万円は、第2期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金で、歳出の14ページ、7款1項3目の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に充てるものであります。

次に、10ページになります。

17款2項1目不動産売却収入462万8,000円につきましては、代々崎浜立花の高台移転用地の賃借していた土地について購入希望の申出があり、契約が成立したことから計上したものであります。

20款1項1目繰越金1,092万7,000円につきましては、今回補正の不足分として計上するものであります。

21款4項3目雑入320万円につきましては、一般財団法人自治総合センターから助成されるコミュニティ助成事業助成金で、90万円が消防団活動装備品購入分に、230万円が吉田浜地区コミュニティ活動備品購入分としてそれぞれ助成されるものであります。

22款1項5目災害復旧債80万円につきましては、本年2月の地震による災害復旧事業に充てるためのものであります。

11ページになります。歳出について主要な部分を説明いたします。

2 款 1 項 8 目 諸 費 120 万 円 に つ き ま し て は、 令 和 2 年 度 へ 繰 越 事 業 と し て お り ま し た 令 和 元 年 度 の 台 風 19 号 に よ る 災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業 の 補 助 額 が 確 定 し た こ と に よ り、 既 に 交 付 さ れ て い た 補 助 金 が 実 績 より 多 か っ た こ と か ら 国 へ 返 還 す る 必 要 が あ り、 措 置 す る も の で あ り ま す。

6 項 1 目 企 画 総 務 費 230 万 円 に つ き ま し て は、 歳 入 で 説 明 し た コ ミ ュ ニ テ ィ 補 助 金 と し て、 吉 田 浜 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 活 動 備 品 購 入 事 業 補 助 金 で、 獅 子 頭 等 の 購 入 に 充 て る も の で あ り ま す。

7目震災復興推進事業費249万7,000円につきましては、国に対する返還金であります。歳入で説明した代々崎浜立花の高台移転用地の売却した土地分の国費分を返還するものであります。

12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費862万5,000円につきましては、海水浴シーズンに町内海浜への人出が多くなることから、海浜等感染拡大防止パトロールを昨年同様に行うための委託料であります。

12ページになります。

3款2項14目低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費1,646万4,000円につきましては、低所得世帯の18歳以下の子供1人につき5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金とその支給に係る経費分を補正するものであります。

15目新型コロナウイルス感染症対策支援事業費280万9,000円につきましては、放課後児童館等の感染症対策の消耗品費や備品購入費であります。歳入で説明した民生費国庫補助金と民生費県補助金の子ども・子育て支援交付金による事業であります。

13ページになります。

4款1項9目新型コロナウイルス感染症対策事業費4,098万4,000円は、当初予定していた1日の接種人数枠を増やすことや、今後の64歳以下の方の予約開始等に伴い必要となる経費等を追加しております。

14ページになります。

7款1項3目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費3,020万1,000円につきましては、感染対策を行った飲食店等への新型コロナウイルス感染症対策認定制度環境整備支援補助金900万円と、町内飲食店等で利用できる1,000円のクーポン券を全町民に配布する町内飲食店消費喚起支援事業補助金1,900万円とそれに伴う事務費等であります。

15ページになります。

9款1項2目非常備消防費90万6,000円につきましては、こちらも一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成金で整備する消防団活動装備品として救助用半長靴、防じん眼鏡の購入代であります。

10款1項5目学校教育支援事業費の補正につきましては、宮城県のほうからスクールソーシャルワーカー事業について市町村が第三者へ委託することは想定しておらず、必要経費に該当しないという説明が当初予算成立後にあったことから、報酬として支出することとなったための組替えであります。

11款5項1目公立学校施設災害復旧費283万7,000円につきましては、七ヶ浜中学校体育館の

壁落下に伴う災害復旧工事費264万円と向陽中災害復旧調査設計委託料に19万7,000円を追加するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 4点ほど伺いたいと思います。（「4点そのまま全部続けてください」の声あり）

歳出の項で質問させていただきます。

ページ11ページ。2款と総務費6款企画費、すみません、これでないや。ごめんなさい。目12、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の中の12、節区分委託料の862万5,000円、町内海浜等感染対策防止パトロール等業務委託料、昨年と同様ということであります。改めて、具体的な業務内容と期間と委託先と人数について、説明を求めたいと思います。

ページ、民生費だから、次ページです。（「12ページ」の声あり）すみません、同じく同ページの下段。3款民生費2項児童福祉費目10、心身障害児童通園施設運営費の17節区分備品購入費、まっぼっくり広場施設用備品購入代25万円、備品代について説明を求めたいと思います。

次が、12ページ。3款民生費2項児童福祉費目15、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費、節区分需用費、消耗品207万8,000円新型コロナウイルス感染症対策消耗品代（放課後児童健全育成会事業等）の消耗品の内訳について説明を求めたいと思います。

次が、次ページ13。4款衛生費1項保険衛生費目9、新型コロナウイルス感染症対策事業費の中の節区分12と17について。17の委託料についてはその他の接種会場整備委託料の409万1,000円について具体的に整備内容について伺いたい。17の節区分備品購入費については、ワクチン接種用備品購入代へ追加と書いてありますが、455万4,000円。具体的な備品について説明を求めたいと思います。

最後になります。（「今、4問」の声あり）ごめんなさい。5問です。

14ページ7款商工費1項商工費目3、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費の中の節区分18、負担金補助及び交付金のうちの町内飲食店消費喚起支援事業補助金1,900万円について伺いたいと思います。先ほど、町民1人当たり1,000円、利用地域については町内ということで説明があったように受け取りましたので、具体的に町内で利用できる施設というのはどのくらいあるのかどうかちょっと私伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 以上5問ですね。それでは1問のほうから含めて、産業課長。

○産業課長（小野勝洋君）　まず、11ページの海浜パトロール関係でございますが、内容につきましては、先日5月の28日に菖蒲田海水浴場の開設の中止を決定したわけでございますが、それに伴いまして中身につきましては2つあります。まずもって菖蒲田海水浴場の遊泳禁止に伴うパトロールの業務と、それから町内の砂浜、湊浜、松ヶ浜の須賀ノ浜、それから花淵浜、表浜、小豆浜、こちらの4か所を分けてパトロールする業務ということになりますが、業務の内容につきましては、当然ながら感染拡大防止のための密状況の回避、それから遊泳禁止の呼びかけ等を無線放送やスタッフによる直接の声がけでパトロールするというふうな内容になっております。

続きまして、期間なんですけど7月の15日から8月の31日までを48日間を想定しております。

委託先につきましては、今のところ観光協会を想定しております。

それから、関わる人数でございますが、これは場所によってちょっと違うんですが、菖蒲田海水浴場につきましては基本的に期間中は6名で回る予定です。中身につきましては、菖蒲田海水浴場につきましてはパトロールセンターのほうに2名配置、それから砂浜を巡回する2名での2グループ。それからお盆期間中、8月の7日から16日につきましては、さらに2名の1グループを追加する予定でございます。

それから、町内4か所の砂浜のパトロール業務につきましては、同じように期間については7月の15日から8月の31日なんですけど、人数につきましてはこちらは2名で1日3回程度を現場巡回して同じ声がけ等をする予定となっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君）　2問目、まつぼっくりの関係です。子ども課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君）　3款2項10目の備品につきましては、まつぼっくり広場用の備品としまして、子供用の椅子とテーブルを購入する予定となっております。1歳児用が3脚、2歳児用が3脚。テーブルについても2台です。2台の購入予定となっております。

続きまして、3問目です。

3款2項15目です。そちらの消耗品代の内訳でございますが、こちらには放課後児童健全育成事業等ということで、放課後児童クラブ3館と、あと利用者支援事業としまして通常の子ども未来課で使用する分、あと乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、それぞれの消耗品となっております。消耗品内容につきましては、これまでも購入いたしておりました手指消毒用のアルコールであるとか、あとペーパーですね、あとそれに付随するもの、感染症対策として必要な消耗品を予定しております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 4問目の委託料。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 4点目。まず、委託料のうちのワクチン接種会場整備委託料につきましては、接種人数を120人から180人、1日当たりしたことにより、武道館を全面一面として使うような形で整備したための委託料になります。前まで畳部分一部しか使ってなかったんですが、そこの部分も広めるという形で、あと全面ワクチン接種に使うという形でやりますので、その整備の委託料となります。

あと、備品のほうなんですけど、こちらのほうも120から180に増やすということで、医療用パーテーション、椅子テーブル、あとは普通の固いパーテーションです。あと、ベルトポール等々を備品で買っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 5問目の町内飲食店の、産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 町内飲食店の消費喚起についての施設数ということでございますが、基本的には食品衛生法上に基づいての営業許可を取っている施設ということにはなるんですが、町内では50施設ほどあります。ただ、その中に例えば、清楽苑であったり、あとそれから学校給食センターの委託をしている業者とかも入っていますので、基本的にはその50施設のうちの町内に店舗、店を構えて営業している飲食店ということを想定しますので、30店舗ほどということになろうかと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

ページ13ページ、衛生費、保険衛生費の12節区分委託料の接種会場整備委託料、畳を剥がして広くする、それだけで409万円なのか、要するに人の配置とかそういうものではないのかどうか。その点ちょっと、具体的にどういう整備、繰り返します、畳ひっくり返すだけだったら町の職員で30分もあればできるのかなと思うんですけども、具体的に409万円の中身について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 畳敷いてある部分取りまして、そこは動線に使ったリノリウム、あれを全面に敷き詰めるという形で、そちらのほうで整備費として委託料としてその金額がかかるということです。全部、行った方は恐らく分かると思うんですけども、前だと動線だけだったんですけども、全面にリノリウムを敷きました。床面に。その整備ということです。

整備委託料です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、それは購入、委託料だからリースとかなんかで利用しているのか、そのいわゆるグリーンシートみたいなやつですね。よく体育館なんかで使うときに、卒業式とかなんとかで。それだけでそんなにかかるものなんですかということと、あと今言ったように、購入するものなのか、リースなのか。その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） こちらに関しましては、委託料というのは敷き詰める部分も含めて、購入というか、持って行って後、使わなくなったら処分してもらわなくちゃいけないんで、それらを含めての予算となっております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、1問目から3つはいいですね、もう。

○12番（歌川 渡君） ごめんなさい。はい。

○議長（岡崎正憲君） 5つ目。今、3問目終わりましたので。（「終わっちゃった」の声あり）最後の飲食店の問題。

○12番（歌川 渡君） 最後の町内飲食店消費喚起支援事業補助金、30店舗。これについては具体的にその1,000円の券の裏側に利用できるような店舗というのを明記するのかどうか。本当に失礼ですけども、私なんかはふだん行ったことないようなところに、1,000円のためになかなか行きづらいですよ。そういう点で、実際にあるのかな、どうかななんて思っているんですけども。戻って、30店舗というのは具体的に利用券の後ろに明記するのかどうか。または、別個のチラシで同封するのか。その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まず、同じ14ページの委託料として60万円計上している分があるんですが、こちらチラシ作成委託料となっています。こちらについては、以前に観光協会が主となって飲食店のチラシを作成した経緯があったんですが、今回は観光協会とか商工会とかに関係なくして、パンフレットに載せたいという事業者を募りまして、まずチラシを作ります。基本的に、その載せますよと協力いただいた飲食店さんで使える食事券ということになるんで、考え方としましては大体8月の広報を想定しているんですが、広報にそのチラシを入れまして、その後にそこで使えますよというふうな商品券を各世帯に発送したいと考えています。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、実際に使えるのは9月とか10月ということで想定している

のか。具体的に住民にその券が行って利用できる月または期間について、今思案として考えているところを説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 今のところ考え中なんですが、まず考え方としましては、その協力いただける飲食店さんにお声がけをこの後もし可決していただいたらすぐ動く予定なんで、それから協力の確認作業、それから印刷等もありますので、なおかつ、7月末に高齢者のワクチン接種が完了するというふうなことも見込みまして、8月から使えるようにしたいなというふうに考えていまして、期限につきましては、この県補助金の使用期限といたらあれですけども、一応令和4年の2月までなんです。その後に事務精査とかあるんで、基本的な考え方としたら8月から年内、または1月中旬ぐらいまでが限度なのかなというふうなことを思っています。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 報告第3号 令和2年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、報告第3号令和2年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第3号令和2年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。議案書17ページを御覧ください。

今回報告いたします繰越し事業につきましては、令和3年2月会議議案第3号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第9号）で議決いただきました繰越明許費、町道整備工事、町道七

ヶ浜横断線外舗装工事と令和3年3月会議議案第22号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）で議決いただきました繰越明許費5事業の合計6事業です。翌年度に繰り越した額につきましては7,603万円で、財源のうち未収入特定財源につきましては社会資本整備総合交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの5,985万6,000円で、一般財源につきましては1,518万9,000円であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第6 報告第4号 令和2年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、報告第4号令和2年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 報告第4号令和2年度七ヶ浜町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明いたします。議案書19ページを御覧ください。

今回報告いたします事故繰越事業につきましては、都市公園菖蒲田浜海浜公園事業用地買収事業 22の1件であります。

この事業につきましては、相続登記がなされていない土地の買収となるもので、相続人が多数存在し、時間を要しているものであります。既に同意を得た方につきましては、持ち分の相続登記の申請をしております。集権移転登記の申請中であります。ただ、連絡がつかない等の相続人分につきましては、県の収用委員会に収用裁定申請書を上げることとなったものであり、事業が完了していなかったことから繰越しが必要となり、事故繰越とさせていただくものであります。翌年度に繰り越した額は176万円で、財源のうち、未収入特定財源につきましては、17万3,333円で、一般財源は58万6,667円であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、質疑を打ち切り、本報告について終了いたします。

日程第7 議員提出議案第5号 七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則について

て

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、議員提出議案第5号七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者渡邊 淳議員へ説明を求めます。登壇願います。

〔10番 渡邊 淳君 登壇〕

○10番（渡邊 淳君） 議員提出議案第5号の説明を行います。

七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出の理由については、議員活動をするに当たっての諸要因に配慮するため出産、育児、介護などの議会への欠席事由を明文化するとともに、出産について母性保護の観点から産前産後の欠席期間を産前6週、産後8週と規定するものでございます。また、行政手続における押印義務廃止の検討、そういう動きがありまして、それを踏まえまして議会への請願手続についても押印を義務づけている現規定を改めるものでございます。改正文書条文については、今朝ほど添付しました内容のお手元にある内容のものでございます。新旧対照表のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。なお、改正規則の施行日は公布日といたします。

以上で説明を終わります。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

渡邊 淳議員、降壇願います。

〔10番 渡邊 淳君 降壇〕

○議長（岡崎正憲君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会6月会議に付議された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日6月4日から12月28日までの208日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日6月4日から12月28日までの208日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて、散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時51分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年6月3日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員